

令和2年第8回山江村議会12月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	12月8日	火	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・提案理由説明
			休 会	大会議室	午後 1時	<ul style="list-style-type: none"> ・議 案 審 議
2	12月9日	水	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一 般 質 問
3	12月10日	木	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・質 疑 論 決 会 ・討 決 会 ・表 決 会 ・閉 会

第 1 号

1 2 月 8 日 (火)

令和2年第8回山江村議会12月定例会（第1号）

令和2年12月8日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 4号 | 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 4 | 諮問第 1号 | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第59号 | 山江村債権管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第60号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第61号 | 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第62号 | 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第63号 | 令和2年度山江村一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第10 | 議案第64号 | 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第65号 | 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号） |
| 日程第12 | 議案第66号 | 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号） |
| 日程第13 | 議案第67号 | 令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第68号 | 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第69号 | 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号） |

日程第16 選挙第 1号 山江村選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第17 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 山 口 明 君	企画調整課長 平 山 辰 也 君
産業振興課長 新 山 孝 博 君	健康福祉課長 迫 田 教 文 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 令和2年第8回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

朝晩はめっきり冷え込むころとなりました。今年は新型コロナの感染に始まり7月の豪雨災害と立て続けに災害に見舞われました。未だコロナ感染は全世界に拡大をしております。命と経済を救うためにも早く収束することを願うばかりであります。

なお、7月の豪雨災害発災から5カ月、甚大な被害からの復興・復旧は着実に進められ、先般、県の災害復旧・復興プランも公表されたところであります。人吉球磨の早期の復興のためにもスピード感を持って対応されることを切に望むものであります。

本村も復興・復旧計画原案の策定中であります。今からが正念場であり、また本気度が問われるところであります。安心して安全に暮らしやすい故郷を後世に残すため、今一度村民各位、関係者のなお一層のご協力をお願いするものであります。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用を認めます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

それでは、11月16日の議会臨時会以降の議会に関する諸般の報告をもって挨拶に代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、主なものだけを報告いたします。

11月16日、臨時議会以前であります。12日から13日にかけて過疎法の制定に関する緊急要望を全議員で行っております。これは昭和45年以来、過疎地域指定により有利な起債を活用し、様々な事業に取り組んできたところであります。しかし、時限立法で今回の新過疎法の改正により、人口要件、財源等の見直しが行われ、過疎から外れるというふうな情報も得ております。過疎債を活用し頑張ってきたからこそ地域の人口減少も緩やかになり、それなり一定の成果も上がったというふうに確信をしております。ここにきて梯子を外されるとなると、過疎から卒業することになれば、極力財政基盤の弱い本村にとっては大打撃であります。

そこで、県選出国会議員の衆議院議員、金子恭之氏、それから一億総活躍地方創生担当大臣の坂本哲志氏、参議院議員の松村祥史氏、馬場成志氏に面会をし、見直

しについて特段の配慮を要望したところであります。

次に、11月17日、町村議会常任委員長・議会運営委員長の合同研修会が大津町で行われております。このときは演題として、コロナ禍における地方創生、逆参勤交代が日本を変えるというようなテーマで、いわゆるピンチをチャンスに変える視点とコロナ感染の収束を見据えて先手を打つ政策、逆参勤交代の可能性について、三菱総合研究所の主任研究員、松田智生先生から講演がありました。

それから12月3日、議会全員協議会を開催しております。その後、復旧・復興の県のプランについて説明を受けているところであります。

以上を申し上げまして、議長の開会の挨拶に代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催をされておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、赤坂修議員より報告をお願いいたします。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） おはようございます。それでは、人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。令和2年第4回人吉球磨広域行政組合定例会が、11月30日、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程第1、議席の指定。

日程第2、議席の指定後、会議録署名議員の指名。

日程第3、会期の決定については、11月30日開会、12月1日から12月24日までを休会とし、12月25日までとすることに決定しました。

日程第4、行政報告があり、理事会代表理事から、8月の令和2年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等についての報告がありました。

日程第5、認定第1号から認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の令和元年度歳入歳出決算認定については、令和元年度決算特別委員会委員長から審議結果についての委員長報告があり、質疑・採決の結果、委員長報告のとおり、全員異議なく原案のとおり認定することに決定しました。

日程第8、承認第1号、専決処分の承認を求めること、令和2年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第14号、災害復旧工事請負契約の締結について、日程第10、議案第15号、人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）、日程第11、議案第16号、人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）、日程第12、議案第17号、人吉球磨広

域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第18号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について。日程第14、議案第19号、人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、監査委員の選任につき同意を求めることについての7議案を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第13、議案第18号を除く6議案について補足説明を受け、日程を変更し、承認、条例案件から先に議案ごとに質疑・採決を行い、日程第8、承認第2号から日程第13を除く日程第14、議案第19号の6議案については、原案のとおり承認及び可決されました。

なお、日程第15の同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、質疑・採決の結果、原案のとおり、議会選出監査委員に21番私、赤坂修を選任することに同意決定し、1日目は散会となりました。

以上、令和2年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より報告をお願いいたします。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） おはようございます。それでは報告します。

去る11月24日午後2時より、人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて、令和2年11月第2回人吉下球磨消防組合議会定例会が本日1日限りの日程で行われました。議事日程はお手元に配付されているとおりでございます。

議案第1号から議案第7号まで、すべて原案どおり可決されました。

参考までですけど、7月の豪雨災害にて被災した水没車両、廃棄車両は12台ということでございます。

別紙に令和2年1月1日から10月31日までの災害出動の概要を添付しております。

以上で、人吉下球磨消防組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、一部事務組合の議会の報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会をありがとうございます。

本日ここに、令和2年第8回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただく中に開催できますこと、心から感謝を申し上げ

げます。

それでは、まず、先般の臨時会後の村長諸般の報告を申し上げさせていただきます。

まず、先ほど議長から報告がありましたとおり、13日につきましては、議員の皆様方には全員で関係国会議員に対しまして、新しく変わる過疎法の要望を行っていただきました。おかげをもちまして、現在、過疎の委員会のほうに差し戻しとしてですね、検討されているというような情報が来ております。本月中には決まるということでもありますけれども、いずれにしてもギリギリまでいろんな意見を国に届けたということでもあります。大変ありがたく感謝を申し上げたいと思います。

それでは、11月17日から18日にかけてでありますけれども、4期成会の合同要望でございます。国会議員、関係省庁にも行っております。4期成会といえますのは、球磨川上・中流の整備促進期成会、それから国道219号線の整備促進期成会、それから川辺川ダム建設促進協議会、そして国道445の整備促進協議会の4協議会でありまして、それぞれ来年度の事業に対する要望を行ったということでもあります。そのあいだを利用しまして、簡易水道整備促進大会に私、参加をいたしております。

それから、19日は全国治水砂防促進大会でございました。

そして20日が、新過疎法制定に伴います総決起大会がありました。それと令和2年定期総会でありましたけれども、今回は新過疎法が変わるということで、人数制限をせずにですね、マスクの上にガードフェイスをそれぞれ事務局が用意しながら、盛大に過疎の大会が行われたということでもあります。来賓の谷公一自民党のですね、過疎対策の委員長をはじめ、非常に前向きに答弁といいますか、ご挨拶をいただいたのを記憶をさせてもらっております。

それから、変わりまして11月22日でありますけれども、災害復旧・復興に向けた地域懇談会といたしまして、山田地区、万江地区それぞれ懇談会を開催いたしました。

あと11月23日でありますけれども、武田総務大臣、坂本地方創生担当大臣が人吉のほうに入られたということもございます。その意見交換会に、人吉と球磨村は災害の件について、それから、錦町が地方創生のハードについて、私のほうからは、地方創生のソフトについての意見交換会を、発表させてもらいながら意見交換会をさせていただいたということでもあります。

山江のほうからは、やまえ栗のブランディング、それから百人委員会の取り組み、そして教育ICT関係の三本を発表をしております。

それから、11月24日でありますけれども、山江社会福祉協会の理事会は、こ

れは支え合いセンター、被災者の支え合いセンターの件で予算の件でございます。

それから、山江村の災害義援金の配分委員会を開催しまして、600万円近く集まりました義援金について配分の額を決める委員会をいたしておりまして、現在、配分をするということになっております。

それから、人吉下球磨消防組合議会定例会につきましては、先ほど報告がありましたとおり、議員におかれましては大変お世話になりました。

それから、山江村の体育部長、スポーツ推進の合同会議でございますけれども、これは村内一周駅伝大会についての協議を行わせていただきました。当初は、村内一周駅伝大会は村内だけでやるということでありますから、実施の方向で動いていたということですが、ここにきてご案内のとおり第3波が第2波よりもですね、感染者が倍増して広がっております。従いまして、村内一周駅伝大会、それぞれの体育部長からは中止を求める声が多かったということも受けて、中止というふうに決断をさせていただいております。

それから、11月25から26日にかけては、球磨郡の管内主軸事業要望で、今回は、全首長、要するに9人の町村長揃いまして管内推進事業を行っております。国会議員と関係省庁ということでありますけれども、被災をしておりますので、非常に各国会議員、また各省庁とも非常に注目をしてもらっているし、いろんな支援についても今やりやすいなあということを考えたところであります。

それから、11月27日は、全国山村振興連盟の通常総会でございます。金子代議士が山村振興連盟のですね、特別委員長をされておりました、来賓を代表しての挨拶をされております。

それから、11月28日でございますが、川辺川ダム建設促進協議会によります視察研修として、立野ダムのほう、いわゆる穴あきダムの今、建設中でありましてけれども、そちらのほうに出向きまして研修をいたしております。

それから、11月29日は、万江地区の営農改善組合の総会でございます。

それから、11月30日は、人吉球磨の広域行政組合の議会定例会でございます。先ほど報告があったとおりであります。

なお、報告があったとおり、赤坂議員のほうで監査のほうに就任されたということでもあります。誠におめでとうございました。また、重責でございますので、さらなるご活躍を心からご期待を申し上げます。

そして、山江村の行政改革推進委員会でありましてけれども、これは来年度予算に伴います各団体への補助金の適否を見てもらっている会議、諮問をさせてもらって適否を今、検討してもらっているということでもあります。

それから、12月1日が復興対策本部会議14回目をしておりますし、同日、定

例町村会議を行っております。

12月3日は、先ほど理事会がありましたけれども、社協の評議委員会でもございました。

そして、12月4日であります、山江村の新型インフルエンザ等対策本部会議を開催いたしました。感染が大変広がっております。また、熊本県もそれぞれの地域で増えているというような状況を見て、レベル2をレベル3に切り替えました。主な点はですね、村内の各種施設については、熊本県内における使用は利用可でありましたけれども、郡市内に限るというふうに変えております。後ほど申し上げますけれども、十分な不要不急の外出を踏まえまして、3密を避けるなど十分注意をしていただきたいと思います。

それから、豪雨災害からの復旧・復興に向けた事前会議をしております。これはリモートとして東京とも結びながら会議をさせてもらっております。内部の会議であります。

それから、山江村特用林産物の振興協議会でもございますけれども、いよいよ商品ができ上がったということでもあります。あらためて議員の皆様にも紹介したい、また、紹介もあっているかと思っておりますけれども、来年行われます物産展をするというような手はずになっているところであります。

以上、諸般の報告を申し上げますが、少し時間をいただき、2点だけご挨拶申し上げます。

まず1点目が、先ほどから申し上げております新型コロナウイルス対策でございます。第1波のピークが4月中旬にまいりました。そして第2波のピークが8月の初旬から中旬に向けてきました。そして現在、第3波の真ただ中でありまして。これからさらに伸びるのか、ピークを迎えるのか、もうピークは去ったのかわからない状況でありますけれども、非常に猶予ならない状況であります。感染者総数が日本では16万5,000人を超えようとしておりますし、亡くなった方も2,400人に届こうかとしております。また、さらに感染者が増え続けておるということで、本当に猛威を振るってきたなあという気がいたします。幸いにも球磨人吉在住者からは感染者は1人も出ておりませんが、もうご案内のとおり、感染症でありますから、どこからどのように入ってくるかわからないというようなことありますから、さらなる注意が必要というふうに、先ほどレベル2をレベル3に本村も引き上げながら、喚起を促しているところであります。

感染者の傾向は大体わかってきております。まず、その基本的なうがい、手洗いははじめ3密が守れないというようなことがありますし、特にアルコールを伴う飲食関係が最も感染傾向が強いというようなことが言われております。コロナ禍の中

で、もう一度生活様式の見直しをですね、よろしく村民の方にもお願いしたいと思っていますところでもあります。

役場といたしましては、感染防止の観点からの支援、それから、村民の暮らしの支援、そして、社会、経済活動の支援を通し、第2次コロナ対策支援を実施していくところでもあります。

さらに、このたび政府のほうでは、第3次コロナ対策の地方創生交付金が1兆5,000億円の対策費が補正予算の中でその措置が行われようとしておりますが、本村におきましても日々変わる状況下の中で、現場の課題をしっかりと把握しながら、本当に困窮している、困っている村民に対して、しっかり対策を打っていきたくて考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目が、7月豪雨災害からの復旧と復興の事業でございます。ご承知のとおり、10月に災害検証委員会を立ち上げまして、北田副村長を委員長といたしまして、検証委員会の開催、その後、万江川、山田川の現場検証と被災者の声を聞きました。その後、ワークショップでのまとめ作業をやったり、さらには、地域に入っただのヒアリングを行っておりますし、先ほど申し上げました山田、万江両地区での懇談会などを通し、村民の声、意見をあまねく吸い上げてきたところでもあります。今後は災害復興計画策定委員会に切り替えまして、12月23日開催でありますけれども、本年度末をめどに、いわゆる来年の3月をめどに、ハード、ソフトの両面から計画をつくり上げていくということになっております。

復興の理念を鎮山親水といたしております。いわゆる、山を鎮め、水・川と親しむということでもありますけれども、ご承知のとおり、また、村民の方々からの意見も多く出てきておりますが、今回の大災害は、川の増水による被害にあわせて、山の土砂流出被害による大災害でございました。今後は砂防、治山の工事と併せ、様々な課題を持っております山林の中に入りまして、できれば川中、川下の人とも連携しながら、現場を確認したいと思っておりますし、その課題解決に向けて取り組みを進めることができたらと思っております。

また、川へ親しむ仕組みもハード、ソフトの両面から検討していきたいと考えております。その上で、行政と連携の中に村民参画、住民自治による復興計画をつくり上げていきたいというふうに、策定委員会のほうには期待をしておるところでございます。今回は、議会からも議員3名の方が委員に就任いただいているところですが、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今はまだ、先ほども申し上げましたけれども、国・県の災害担当の大臣をはじめ政治家、それから関係閣僚、職員の方々も被災した球磨人吉、そして山江村への支援体制が十分強くあるなというふうに感じますけれども、ただし、2、3年して復

旧が進んでくると、これもまた当然ではありますけれども、人・物・金は引き上げていきます。逆に申しますと、今こそ被災者をはじめとする村民の方々の以前にも増してより良い暮らし、経済活動をはじめ、活力ある地域づくりを進めるチャンスでもあろうかと思えます。議会並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、12月定例議会における村長提案の議案でございますけれども、報告事案が1件、諮問事案が1件、条例の一部改正案件が4件、補正予算が7件の合計13件でございます。どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告は終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから、令和2年第8回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、7番、立道徹議員、8番、西孝恒議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、11月27日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。令和2年第8回山江村議会定例会につきまして、去る11月27日午前9時から議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しております。

決定しておりますことを報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月8日から10日までの3日間としております。

本日、開会、提案理由説明を行った後、午後から議案審議としております。

9日は一般質問となっており、5名の議員から通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しております。時間につきましては、質問・答弁含めて60分となっております。10日に質疑、討論、表決を行い、閉会と決定しております。

以上、報告申し上げます。

○議長（中竹耕一郎君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、報告第4号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第4号についてご説明を申し上げます。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見を付して次のとおり報告させていただくものでございます。

令和2年12月8日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治としております。

下の表でありますけれども、まず、1、健全化判断比率でございますが、比率名、令和元年度比率、早期健全化基準と横に表を読み上げさせていただきたいと思っております。

まず（1）実質赤字比率でございますが、令和元年度比率については、横の「ハイフン」としてありますが、これは山江村普通会計財政健全化比率等審査意見書、山江江村監査委員から出ておりまして、これを後ろのほうに付けておりますけれども、横棒は、実質赤字額はなくというようなことを示しております。従いまして、令和元年度比率は実質横「ハイフン」であります。なしということです。それか

ら、早期健全化基準は15%以下となっております。

(2)でありますけれども、連結実質赤字比率でありますけれども、これも令和元年度比率はなし、それから、早期健全化基準につきましては、20%以下となっております。

(3)の実質公債費比率につきましては、令和元年度比率が10.7%ですが、早期健全化基準につきましては、25%以下となっております。

(4)将来負担比率につきましては、横「ハイフン」のなしでありまして、基準につきましては350%以下となっております。

次に、2の資金不足比率であります。会計名、令和元年度比率、経営健全化基準となっておりますけれども、(1)(2)の簡易水道事業、農業集落排水事業、両事業とも「ハイフン」でなしであります。比率がなしでありますし、経営健全化基準が20%以下でありますので、報告にありますとおり、良好と認められるというような報告を受けております。

提案理由でありますけれども、健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

-----○-----

日程第4 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 諮問第1号についてご説明申し上げます。

山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてでございます。山江村人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求めるというものでございます。本日提出でございます。

表がありますけれども、住所が山江村大字山田乙の2521番地の2。氏名が前田勝則。生年月日につきましては、昭和32年1月10日となっております。

提案理由でありますけれども、現委員である中村智代正氏が、令和3年3月31日をもって任期満了となり、ご辞退をされました。従いまして、後任に前田勝則氏を適任と認め、推薦をしたいということでありますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

これにつきましては、法務大臣がですね、人権擁護委員を委嘱するにあたっては、まず、市町村長が人権擁護委員にふさわしい地域の候補者を選びまして、議会

の意見を聞いた上で法務局へ推薦をいたします。

前田勝則氏は、昭和50年3月に鹿児島県にあります鹿児島実業高校を卒業されております。昭和50年4月から平成21年3月まで日立キャピタル株式会社に勤務されておりました。その他の経歴といたしましては、山江村選挙管理委員会の補充員、山江村移住定住促進委員、また、地域におきましても地区の役員等を歴任されております。人権擁護委員の選任といたしましては、親しみやすさ、誠実さ、人権侵害を許さない正義感、気軽に相談できる方、また、救済の立場に立つ人を選ぶことが大切だと考えております。従いまして、同氏を適任者と認め推薦をしたいので、議会の意見を求めるものでございます。

-----○-----

日程第5 議案第59号 山江村債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第59号、山江村債権管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。

山江村債権管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村債権管理条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例でございます。

次に新旧対照表が書いてございますが、この議案につきましては、地方税法等、いわゆる上位法の改正がありましたので、それに伴う条例改正でございます。市中金利の情勢を踏まえまして、計算根拠となる特例基準割合の引き下げ及び特例基準割合の名称の変更等が主な改正でございます。

そして、この条例は、令和3年1月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第6 議案第60号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第6、議案第60号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第60号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部改正がありましたのに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚めくっていただきますと、一部を改正する条例がございますし、3枚目、4枚目からは新旧対照表を付けております。この改正する条例につきましてもですね、地方税法が変わりました。いわゆる上位法の改正に伴う条例改正でございます。個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直し及び規定の整備等が主な改正でございます。

なお、この条例は、令和3年1月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

日程第7 議案第61号 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第61号、山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第61号についてご説明申し上げます。

山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例がありますし、その次に新旧対照表を添付してございますが、これもいわゆる上位法が変わったということに伴いまして、条例の一部を改正をさせていただくというものでございます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正する省令が公布をされております。そのために一部改正するものでございますが、改正の主な内容につきましては、指定居宅介護支援事業所の管理者要件を見直すとともに、事業所

の人材確保に関する状況等を考慮し、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する経過措置期間の延長を行う必要があるために、所要の改正を行うというものでございます。

なお、指定居宅介護支援事業所というのが、山江村におきましては、社会福祉協議会と山江の老健、2カ所ございます。管理者が現在主任介護支援専門員の資格を持っておりませんので、管理者が主任介護支援専門員の資格を取るか、もしくは、主任介護支援専門員の資格を有した人が管理者となるかというようなことになろうかと思えます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。ただし、附則第2号の前に、見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行するというふうにしております。

-----○-----

日程第8 議案第62号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第8、議案第62号、山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第62号についてご説明申し上げます。

山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと改正する条例でございますし、また、一番最後のページには新旧対照表を付けております。これも上位法の一部改正に伴いまして条例の改正でございますけれども、改正の内容につきましては、特例基準割合の用語の見直しが行われました。延滞金特例基準割合と改められましたために、文言の見直しを行うというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和3年1月1日から施行するとしております。また、この条例による改正後の附則第2条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対する延滞金について適用いたしまして、同日前の期間に対応する延滞金については、なお、従前の例によるといたしております。

-----○-----

日程第9 議案第63号 令和2年度山江村一般会計補正予算（第8号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、議案第63号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第8号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第63号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村一般会計補正予算（第8号）でございます。令和2年度山江村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,519万4,000円追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,154万1,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、議案第63号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについて説明いたします。

14、国庫支出金、公共土木及び農林水産業施設災害復旧並びに環境整備費補助金など、6億2,579万9,000円の増額でございます。15、県支出金、子どものための教育保育給付費及び森林環境保全支援補助金など、1,332万3,000円の増額でございます。20、諸収入、後期高齢者医療給付負担金など、446万2,000円の増額でございます。21、村債、公共土木及び農林業施設災害復旧費債など、1億9,090万円を増額しまして、歳入合計、補正前の額に補正額、8億3,519万4,000円を追加しまして、82億3,154万1,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、主なものについて説明いたします。

3、民生費、児童措置に係る施設型給付費及び災害救助に係る復興支援ボランティアセンター運営補助金など、4,189万2,000円を増額するものです。4、衛生費、災害等廃棄物処理委託料及び公費解体に係る工事請負費など、4,493万8,000円を増額するものでございます。5、農林水産業費、公有林整備に係る災害普及への委託料及び工事請負費など、559万8,000円を増額するもの

です。9、教育費、ICT教育に係る情報機器購入及び万江小トイレ改修工事請負費など、2,656万8,000円を増額するものでございます。

3ページをご覧ください。10、災害復旧費、道路河川及び農林林業施設災害復旧への委託料及び工事請負費など、7億6,180万6,000円を増額するものでございます。12、予備費、5,329万6,000円を減額しまして、歳出合計、補正前の額に補正額、8億3,519万4,000円を追加しまして、82億3,154万1,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。地方債補正、第2表、追加でございます。起債の目的、災害援護資金貸付事業、限度額を170万円、万江小学校屋内トイレ整備事業、限度額を400万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。公共土木施設災害復旧事業の補正前の限度額11億6,890万円を補正後の限度額12億5,540万円とするもの、林業施設災害復旧事業、補正前の限度額1,670万円を補正後の限度額9,480万円とするもの、農業施設災害復旧事業、補正前の限度額1,670万円を補正後の限度額3,630万円とするもの、それから、最後に公共施設災害復旧事業、補正前の限度額920万円を補正後の限度額1,020万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午前11時といたします。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前10時59分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

-----○-----

日程第10 議案第64号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算
(第4号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、議案第64号、令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） 議案第64号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）でございます。
令和2年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,604万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第64号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款6、県支出金につきましては、一般被保険者療養給付費及び高額療養費増額によります普通交付金、1,600万円の増額でございます。歳入合計、補正前の額に1,600万円を増額しまして、4億8,604万7,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、主なものにつきまして説明いたします。

款2、保険給付費につきましては、見込額によります一般被保険者療養給付費及び高額療養費を1,600万円増額するものでございます。款9、諸支出金につきましては、前年度実績に伴う特別交付金返還金、20万6,000円増額するものでございます。款10、予備費につきましては、28万3,000円を減額するものでございます。歳出合計、補正前の額に1,600円を増額しまして、4億8,604万7,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第11 議案第65号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第11、議案第65号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第65号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）でございます。

令和2年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものとしてでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,041万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,639万5,000円とするものとしてでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてでございます。

次に、地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものとしてでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第65号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、3、国庫支出金、災害査定による事業費の決定に伴い、2,831万4,000円の減額、9、村債、こちらも査定決定による事業費の決定に伴い、2,210万円を減額しまして、歳入合計、補正前の額から5,041万4,000円を減額しまして、2億1,639万5,000円とするものとしてでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、主なものとして、2、簡易水道事業費、漏水に伴う工事費など335万円の増額、6、災害復旧費、災害査定による工事費等の決定に伴い、5,047万4,000円を減額しまして、歳出合計、補正前の額から5,041万4,000円を減額しまして、2億1,639万5,000円とするものとしてでございます。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債補正でございます。起債の目的、簡易水道施設災害事業費で、限度額を4,510万円から2,300万円に変更するものとしてでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第12 議案第66号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第5号)

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、議案第66号、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第66号についてご説明を申し上げます。

令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）でございます。
令和2年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,380万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第66号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、7、村債、災害復旧に伴う起債の借り入れとして580万円の増加、8、国庫支出金、歳入の組み替えによる440万円を減額しまして、歳入合計を補正前の額に140万円を追加し、1億7,380万5,000円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、主なものとして、2、農業集落排水事業費、施設の修繕費など193万6,000円を増額、4、予備費を63万6,000円を減額しまして、歳出合計を補正前の額に140万円を追加し、1億7,380万5,000円とするものでございます。

3 ページ目をお開きください。第2表、地方債補正でございます。起債の目的の農業集落排水事業は、限度額を860万円から960万円に変更するものでございます。

続いて、起債の目的の農業集落排水施設災害復旧事業は、限度額を580万円から1,060万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第13 議案第67号 令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第13、議案第67号、令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第67号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）でございます。

令和2年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,039万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第67号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款3、国庫支出金につきましては、介護保険制度見直しに伴うシステム改修費補助金によります54万1,000円を増額するものでございます。款7、繰入金につきましては、システム改修に伴う一般会計からの事務費繰入金、64万4,000円を増額するものでございます。歳入合計、補正前の額に118万5,000円を増額しまして、4億7,039万7,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款1、総務費につきましては、介護保険制度見直しに伴うシステム改修委託料及び人件費、118万5,000円増額するものでございます。歳出合計、補正前の額に118万5,000円を増額しまして、4億7,039万7,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第14 議案第68号 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、議案第68号、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第68号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）でございます。令和2年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,989万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは、議案第68号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。款3、繰越金につきましては、保険基盤安定繰入金決定によります一般会計からの繰入金、5万円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額から5万円を減額しまして、3,989万6,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定繰入金決定によりまして、納付金4万9,000円を減額するものでございます。款4、予備費につきましては、1,000円減額するものでございます。歳出合計、補正前の額から5万円を減額しまして、3,989万6,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第15 議案第69号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第4号)

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第15、議案第69号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） 議案第69号についてご説明申し上げます。

令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）でございます。令和2年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出

それぞれ2万6,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,756万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それでは、議案第69号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますけれども、款5、諸収入を2万6,000円減額するものでありまして、消費税の申告によります還付金の実績によるものでございます。歳入合計、補正前の額から2万6,000円を減額し、6,756万9,000円とするものでございます。

2 ページをお願いします。歳出でございますけれども、款2、ケーブルテレビ事業費、70万円を追加するものでありまして、加入件数の増加に伴います機器保守料及び宅内引き込み工事の増加によるものでございます。款4、予備費を72万6,000円減額をいたしまして、歳出合計、補正前の額から2万6,000円を減額し、6,756万9,000円とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第16 選挙第1号 山江村選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第16、選挙第1号、山江村選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とし、選挙を行います。

この選挙は、令和2年12月22日をもって山江村選挙管理委員及び補充員の任期が満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、山江村選挙管理委員及び補充員を選挙するものであります。

地方自治法第182条第1項及び第2項を朗読いたします。第182条第1項、選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

第2項、議会は、前項の規定による選挙を行う場合において、同時に同項の規定する者のうちから、委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときもまた同様とする。以下は省略いたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

それでは、指名をいたします。山江村選挙管理委員には、山江村大字万江丙71番地、谷川安照氏、山江村大字山田甲1591番地、豊永睦夫氏、山江村大字山田乙710番地、前村和夫氏、山江村大字山田戊172番地、山北やちよ氏、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました谷川安照氏、豊永睦夫氏、前村和夫氏、山北やちよ氏、以上の方が山江村選挙管理委員に当選されました。

次に、山江村選挙管理委員補充員には、第1順位、山江村大字万江甲979番地、中村直人氏、第2順位、山江村大字山田甲1918番地、谷川正一郎氏、第3順位、山江村大字山田乙2521番地の2、前田勝則氏、第4順位、山江村大字万江乙270番地、橋本文代氏、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました第1順位、中村直人氏、第2順位、谷川正一郎氏、第3順位、前田勝則氏、第4順位、橋本文代氏、以上の方が順序のとおり山江村選挙管理委員補充員に当選をされました。

以上で選挙第1号、山江村選挙管理委員及び補充員の選挙については終わります。

-----○-----

日程第17 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとする

ときは、本議会での議決が必要であることから、会議規則第126条の規定により、配付しております議案のとおり議員を派遣するものです。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時24分

第 2 号

1 2 月 9 日 (水)

令和2年第8回山江村議会12月定例会（第2号）

令和2年12月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 白 川 俊 博 君
税 務 課 長 山 口 明 君	企 画 調 整 課 長 平 山 辰 也 君
産 業 振 興 課 長 新 山 孝 博 君	健 康 福 祉 課 長 迫 田 教 文 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、5名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問、答弁を合わせて60分といたしますが、質問される議員におかれましては、迫力のある充実した質問をしていただきますよう要望をいたします。

一方、執行部におかれましては、丁寧に、そして簡潔にわかりやすく答弁いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに6番、横谷議員より、1. 「新過疎法」における過疎地域指定の予測と対応について、2. 村道岩ヶ野下払線の災害復旧について、3. 7月豪雨で氾濫した万江川・山田川の治水対策の方向性について通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡君。

横谷 巡君の一般質問

○6番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、6番議員、横谷巡から、通告に従い、一般質問を行います。

今年もいよいよ師走となりました。本年は新型コロナウイルスの感染拡大、7月の豪雨による災害発生など、村にとって村民の皆様にとって大変厳しい年でありました。来年こそは希望のある明るいよい年になりますことを願いたいと思います。

通告しています質問事項は、ただいま議長が申し上げたとおり、1点目が、新過疎法における過疎地域指定の予測と対応について、2点目に、村道岩ヶ野下払線の災害復旧について、3点目に山田川・万江川の治水対策の方向性について伺います。

1点目の新過疎法における地域指定の予測と対応についてまいります。

過疎法は、昭和45年に議員立法として制定され、今まで50年間にわたり、法に基づく財政支援を活用し、本村の生活環境の整備や産業の振興に一定の成果を上

げてきました。

しかし、来年度から新たにスタートする新過疎法の制定に向けての議論の中で、過疎地域指定要件が見直され、本村が地域要件から外れるかもしれないとの予測が出ております。このことは、本村にとっては村の存続が危ぶまれると懸念するほどの重要な問題でもあります。

そこで伺います。過疎法の過疎地域指定の要件とはどういうものか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。過疎法の地域指定要件ということでございますけれども、この地域指定の要件につきましては、現在の過疎法と同様に新法もですね、人口要件と財政力要件とされておりまして、人口要件につきましては、人口の減少率、それから65歳以上の高齢化比率及び15歳から29歳までの若年者の比率を、財政力要件につきましては、財政力指数を用いることとされておりまして。

人口減少率につきましては、これまでの過疎法では、昭和35年を基準に直近の国勢調査までの期間の人口減少率を用いられてきたということでございますけれども、新過疎法では、基準の年を昭和50年または昭和55年を基準年とされることで、現在検討されているというところがございます。新過疎法につきましては、過疎地域指定要件の人口減少率、高齢化比率、若年者比率の数値は、今後また検討されるということになりますので、今後の動きに注意していきたいというふうに考えております。

以上が過疎法におきます過疎の地域指定の要件でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 過疎法に基づく有利な財政支援があると思います。この財政支援である国庫補助、また過疎債の優遇措置について、それから、昭和45年から4次にわたって過疎法で実施してきた主な施策事業、主なものだけで結構ですので、どんなものが本村で行ってきたか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） お答えをいたします。過疎地域は全国の9%の人口です、日本の広大な国土の9割を支えておりまして、多様性があり、美しく風格のある国土の形成に寄与するとともに、多面的機能を発揮していると言われております。その一方、人口減少や少子高齢化は著しく、過疎市町村の財政力は相当厳しい状況でございます。

その条件不利地な過疎市町村に対します国の優遇措置ということでございますけれども、まずは国庫補助金の補助率の嵩上げがあります。それから、ハード事業、

ソフト事業等に対します必要な経費を過疎対策事業債をもって財源とすることができます。また、将来の財政負担を軽減するために、この過疎債に対します元利の償還金の7割がですね、交付税で措置されるというなどの優遇措置がございます。

それから、4次にわたる過疎法での過疎債を活用した主な事業ということでございますけれども、年数がありますので直近3年のですね、事業について主なものを申し上げます。

まず、平成29年度には村道4路線の道路改良事業、下の段橋の架け替え事業、携帯電話等のエリア整備事業、簡易水道事業、教育ICT環境整備事業など、事業費で3億3,160万7,000円、過疎債借入額が2億1,800万円、平成30年度には、村道4路線の道路改良事業、下の段橋の架け替え事業や古賀橋、吐合橋の補修事業、それとケーブルテレビの機器更新事業、それから教育ICT環境整備事業など、事業費で3億2,069万2,000円、過疎債の借入額が2億2,770万円であります。

令和元年度、昨年度につきましては、村道の6路線の道路改良事業、吐合橋の補修、下の段橋の架け替え事業、ケーブルテレビの機器更新事業、教育ICT環境整備事業などがありまして、事業費で4億2,650万8,000円、過疎債の借入額が2億2,560万円であり、この3年間の平成29年度から令和元年度までの3年間を合計しますと、事業費で10億7,880万7,000円、過疎債の借入額が6億7,130万円あります。そのうちつつじ祭りとか産業振興祭り、プレミアム商品券発行事業などのソフト事業も過疎債を活用した事業でありまして、平成29年度から令和元年度までの3年間のソフト事業に対します合計は、事業費で1億442万7,000円、過疎債の借入額が1億3,600万円あります。

以上が、4次にわたります過疎法での直近3年間の過疎債を活用した主な事業であります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 今、説明いただきましたように、本村の行政施策の根幹であるインフラ整備、それからソフト事業等に有利な財政支援を活用して事業を行ってきておられます。その中で、ここ3カ年の過疎債の借入額、償還額、現在における累計未償還額、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、ここ3カ年の過疎債の借入額と償還額の状況ということでございます。まず平成29年度の状況でございます。道路整備事業などのハード事業、それから簡易水道整備に係ります公営企業、さらにICT教育のソフト事業への借入総額が、先ほど企画課長も申しましたけれども、2億1,800

万円でございます。返済となります元利償還額が2億1,934万9,000円となっております。

次に、平成30年度でございますけれども、ハード事業及びソフト事業の借入総額が2億2,770万円でございます。元利償還額が2億1,396万円となっております。さらに、昨年の令和元年度におきましては、ハード・ソフト及び公営企業への借入総額2億2,560万円、元利償還額が2億2,654,000円となっております。

ちなみに今年度、令和2年度の借入要望額ですけれども、ハード・ソフト事業及び公営企業へ1億6,940万円を要望しております。償還予定額が1億9,300万8,000円となっております。

また、現在の未償還額につきましては、9億1,493万4,000円となっております。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 本村の財政運営上ですね、毎年2、3億円借入、そして償還も2億円、3億円ということです。やはりこの過疎債等がなくなってくるとですね、本当に本村とすれば財政運営への影響は大きなものになってきます。

次にですね、いよいよ来年度からの新たな過疎法により、万一過疎地域から指定が外れた場合の対応について伺ってまいります。

まず一番心配なのが財源不足です。この財源不足が考えられる財政運営について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それでは、本村においてのハード事業を進める上で、国・県の補助事業の補助裏財源や単独でのソフト事業の財源確保のため、過疎債を借り入れまして事業を進めまして、上限枠を最大限に活用しまして事業に取り組んできたところでございます。

従いまして、過疎地域指定から除外されれば、今後事業を進める上では、補助事業のメニューを事業ごとに見直しをしまして、財源の確保を図り、一般財源の持ち出しを抑える財政運営を進めていかなければならないと思っております。

また、過疎債のほか、事業によっては該当する単独の起債事業もございますので、財源不足にならないよう精査しまして、中・長期的な財政計画を立てながら、安定な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 財源不足という将来の問題でありますから、私のほうからも答

弁させていただきますと思います。

課長が答弁したとおりであります。ただ、過疎債が使えないと、過疎事業地域から適用除外となると、議員も役場職員、また村長をされたので、いかに大変なことになるかということは十分おわかりかと思うわけでありまして、要するに財源をほかの補助事業、起債事業に振り分けるということですが、ただ、これにも限度があるということになるわけですね。特別な有利な起債でありまして、いわゆる、先ほど課長が言いました未完償還額が9億1,000万円と言いましたけれども、7割が交付税で返ってきますので、7割を国庫補助と言ってもおかしくない事業です。特別な優遇措置がある事業であります。いわゆる9億円あっても6億3,000万円はですね、国がみてくれる。うちは2億8,000万円から9,000万円だけをみればいいというようなことでもありますので、ただ、それがなくなるということですね、予算の組立ての総額が減ってくるということになります。いわゆる30億円から32、3億円の毎年当初予算を組んでおりますけれども、それからさらに2、3億円の事業を見直さなくちゃいけない。当然過疎でやっております事業についても、どうしてもやらなくちゃいけない事業もありますので、その分は産業振興課の予算を減らす、健康福祉課の予算を減らす、教育それから総務関係の予算を削減するという方法はありません。

従いまして、何とかこの過疎に残れるというようなことをまず考えておりますが、外れるということについてもですね、後ほどまた答弁させていただきますと思いますけれども、そういう努力は引き続きやっていきたいということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 次の質問に道路住宅下水道等の社会基盤の整備、福祉教育等の施設整備、産業の振興、ソフト事業などに与える影響というのは、当然財政が厳しくなれば影響あるということでございますので、ただいままでの答弁で理解しておりますので、この件については割愛させていただきます。

次に、住民暮らしへのニーズへの対応、それから超高齢化社会を迎える2025年問題、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になることをはじめとする社会保障費の財源確保の面から、人件費とか扶助費等の経常経費の削減、それから建設事業などの投資的経費の抑制、債務の効果的、計画的削減など、歳出の支出抑制を図っていくことが必要になってくると考えられます。

ただいままでの答弁でもわかりますけれども、この歳出の抑制についてお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 議員申されましたように、住民の暮らしに欠かせない社会保障、それから人件費や扶助費など経常経費が伴う支出、それから投資的な事業の実施につきましては、本村の基本構想、基本計画及び実施計画に基づき、安定的な財政状況を踏まえながら計画実施していかなければなりませんので、事業の実施や削減などの見直しの検討を行い、しっかりした予算を組まなければならないと思っております。

従いまして、事業の実施につきましては、行政主体で進めるのではなく、山江村行政改革推進委員会などの第三者の意見を取り入れまして、事業の必要性などを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 耐え忍ぶ歳出抑制の行財政運営がこないことが一番であります。いずれにいたしましてもやはり今後の対応として、地域要件から外れる外れないとしても、財政の効率化、それから健全化、そして事業の選択を図っていくことは避けられないのではないのでしょうか。過疎地域指定から外れた場合、財政に与える影響を考慮して、緩和するための経過措置がうたってあります。このことについて伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） 現在検討されている新過疎法につきましては、令和3年度から実施されるものでございますが、今回の新過疎法での財政的経過措置につきましては、現段階で示されております内容については、現行法の制定の内容を基本に検討されているところでございます。地域指定要件を充たさない市町村への財政に対する多大な影響を緩和するため、過疎債については直近の3カ年度の過疎債発行額の実績の平均を基準とする上限額を設けてあるところでございます。1年目、2年目につきましては100%、それから3年目80%、4年目70%、5年目が50%の範囲内で、5年間発行できる財政措置の検討がされているところでございますけれども、本村は厳しい財政状況の中で事業を進めていかなければなりませんので、現在検討されている経過措置につきましては、財政力指数の要件緩和やさらなる期間延長など財政措置が優遇されれば、財政に与える影響は緩和されると思われるところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 確か5年間は経過措置があるということですがけれども、厳しい財政運営を強いられることは間違いありません。財政力が乏しい本村にとって、過疎地域指定による有利な財政支援は、行政運営上欠かせない重要なことであり、新たな過疎法によっても地域指定が継続できることを願いたいと思います。

2点目のほうに入ります。村道岩ヶ野下払線の災害復旧についてであります。この路線は下払、大平地区の皆さんにとっては、日常生活に欠かすことのできない大切な基幹道路であります。今回の豪雨で基礎、路盤ごと滑落するという大きな災害となりました。早期の復旧が望まれますが、災害復旧の工事方法、工事期間、工事費の見込額について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和2年7月豪雨に伴い、村道におきましては22路線で災害が発生しております。今回ご質問の村道岩ヶ野下払線におきましては、路線内で2カ所の災害が発生しており、地域住民の方には大変ご迷惑おかけしていることから、早期復旧に向けて工事を進めている路線でございます。

被災の状況につきましては、1カ所目は、起点岩ヶ野地区から約700メートルの地点で土砂崩れが発生しており、被災延長は35メートルとなります。主な工事方法としましては、堆積土砂の撤去となります。この被災箇所につきましては、国の災害査定受検後、11月11日に工事の契約を行い、現在復旧工事を進めているところです。契約額につきましては、217万8,000円となります。年内の完了を予定しておりましたが、撤去した堆積土砂の下に新たな被災箇所を確認しましたので、工期の延長等も今現在、検討をしております。

2カ所目につきましては、起点から約1キロ、下払地区に入る手前のところとなります。こちらの被災箇所につきましては、議員申されましたとおり、道路が約50メートルにわたり滑落している状況です。工事の方法につきましては、現在、国の災害査定受検に向けて調査、設計を進めております。被害額として1億円程度を見込んでおり、工事期間につきましては、長期間を要するものと考えております。

なお、現在の岩ヶ野下払線の状況につきましては、12月3日にケーブルテレビのやまえTODAYの中で状況を放送したところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えさせていただきます。路線の起点側700メートルの地点のですね、登木の法面崩壊復旧工事につきましては、治山工事であるため県の事業でのですね、要望をしましたところでしたけれども、概算工事見込額が治山工事基準に達していないために県事業では申請ができませんでしたので、県のですね、事業決定を待って、補助事業を活用し、市町村営事業により今年度中に発注し、復旧工事行う予定としております。現在、先の11月臨時議会ので

すね、補正予算のほう、林地崩壊防止事業測量設計委託料を可決いただいておりますので、業務を進めているところでございます。

それから、奥のほうの東下払、いわゆる奥のほうですが、法面復旧の工事につきましては、治山等激甚災害対策事業による県事業として、令和3年6月県議会へ補正予算を計上予定ということの説明を受けております。工事期間につきましては、村道復旧後の令和3年度内に施工予定ということで聞いているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 特に村道が路盤と基礎部分が滑落したところは、本当に大規模災害ということで、復旧までには相当な時間と期間と工事費がかかるとの説明です。そういうことで下払、大平地区には迂回路として上のほうに上る椎谷に上る村道、それから、今回お尋ねします西川内から下払に通る村道、西川内下払線があります。この西川内下払線を今、地区住民の迂回路として利用されていますが、実は、これは前々からですけれども、途中の山林に落石の危険がある転石がたくさん点在しているということで、たびたび大きな石が落ちてきて通行規制をしてありました。ところがいつの間にか解除され通行しています。この通行規制の現状と、落石防止の安全確保対策について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。村道西川内下払線につきましては、昨年、令和元年の9月3日に落石事故が発生してから長期にわたり通行止めを行い、地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。今回の落石では、発生当初10個の落石を確認しております。その後、現地調査の結果、議員申されたとおり山腹には落石の恐れのある石が確認されたため、建設課としましては全面通行止めの対策をとっております。

令和2年7月豪雨により下払地区の主要道路、先ほど申しました岩ヶ野下払線が大規模な災害が発生したことから、建設課としましては、村道西川内下払線と岩ヶ野下払線、2路線を通行止めを行い、下払地区から椎谷地区に抜ける村道下払椎谷線を迂回路としてしたところでございます。

安全対策としましては、県とも協議を行いました。落石防護柵等では対応できない可能性もあるということで、建設課としましては、全面通行止めという対策をとったところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。村道西川内下払線の法面のですね、崩壊による県の治山事業でありますけれども、現在考えられている工法

といたしまして、転石の除去、それとロープ復興による施工、それから仮設防護柵設置ということで考えられておられるようでございます。令和3年3月までには工事発注をし、復旧を進めると県の担当課より聞いております。村といたしましては、引き続き県には早期復旧を強く要望していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） ここは確か今、住民の方も通っておられますもんね、確か、ですから村道は村の管理ですから、もし事故があった場合には本当に大きな責任が問われます。ですから、やっぱり何らかの対策をしておかないと恐ろしいなあというふうに私は思っております。

県の治山事業等で復旧のことを対応するというところでございますが、やはりそれまでの間ですね、やっぱり安全対策をしとかんと、万一落ちてきて何か被害あったときにはどうするかなと心配しております。治山工事が始まる前までに何らかの安全対策をしていただくことが一番ですけれども、例えば落石の恐れのある危険な石を、音がしないダイナマイトがあるわけですね、今は高速道路関係でよくします。で、粉碎するとか、大きな石をワイヤーロープできびっておくとか、村として何かの安全対策をしておかないと、入札して工事、大変期間がかかりますから、そういう安全対策をして、下払、大平地区の皆さんが安心して通行できるような対策もすべきではないかなというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いをしておきます。

3点目です。7月豪雨で氾濫した万江川と山田川の治水対策の方向性についてであります。蒲島県知事は、7月豪雨で氾濫した球磨川の支流、川辺川への新たな流水型ダム建設を含む総合的な流域治水を目指す方向性を打ち出されました。本村の万江川、山田川も同じ支流地域であります。人吉市の町が被災したのは、万江川、山田川の氾濫のせいでもあるとの一部の声もありますが、万江川流域は広きにわたって住宅、道路、橋梁、田畑等に大きな被害を受けました。現在、災害検証委員会、復興計画策定委員会を立ち上げ、現地調査、被災者意見など調査をされておりますが、村長は万江川、山田川の治水対策について、どのような方向性を目指されるのか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それではお答えいたします。先ほど蒲島知事の話がされましたけれども、万江川並びに山田川の本流はですね、県の管理河川でありまして、県のほうの工事によりその復旧工事が進むということが大原則であります。その大原則の中、蒲島知事は、グリーン・ニューディール政策をとるといようなことを言わ

れます。いわゆる緑の流域治水であります。流域治水ということは、球磨川本流の国の管理河川のみならず県管理河川、そして市町村の管理河川、支流を含む川全体をですね、流域治水としてしっかり整備しようという考えでございます。

従いまして、その流域治水ということについてはですね、しっかり万江川並びに山田川も対処をしてほしいというようなことを申してきております。特に留意すべきは、何度も何度も同じ箇所が崩れるんだと。原形復旧だけではですね、また同じようなことが起こるんだというようなことを言われるところも箇所もありますので、その付近は強靱化の、より強い強靱化に対応を要望をしておりますし、また環境に配慮したという意味ではですね、ホテルブロックが積めるようなところは、ぜひその環境に配慮しながら、ホテルが咲きほこる万江川に戻してほしいというような要望もしておりますので、そのことも県のほうで検討されているということでございます。

そして、山田川のほう、現地の検証委員会をしましたところ、山田川の上流のですね、砂防ダム、治山ダムが壊れているところが、また危ないところが何か所も見受けられたというようなことでありますから、見逃してはいけない非常に山田川の下流域にとっては大事な施設でありますので、しっかりその付近につきましてもですね、要望、また村管理河川につきましては、国・県と一緒にやりましてそういう工事をしていくということでもあります。

特に、今から復興計画策定委員会におきまして諸々の検討がなされていく、対策が打たれていくということになります。当面急ぐべき土砂の撤去については、当然ですね、土砂の捨て場、いわゆる浚渫による土砂捨て場の確保も急がれますし、また、被災者の方々の今後のことも急ぐというようなことでありますから、しっかり多方面にわたりハード事業の位置づけをしてまいりたいというふうに思っております。

加えてソフト事業として、ハード事業につきましては、お金をかければですね、ここ3、4年でなおるということですがけれども、その対処療法のみならず原因たる山をどうするかという課題が残るわけであります。しっかり砂防ダム、治山の施設あたりをつくりながら、ハード的なものをやると同時にですね、もう山にずいぶん人が入らなくなって荒れ放題でありますから、その山へ入るとようなことについて、ソフト事業としてですね、取り組み、中流・下流域も含めて、この上流をきれいにすることで中流の減災になり、また、下流の海を守るというような取り組みもできないかということも考えていることもありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 本当に今、森林の荒れ模様は大変です。格言に「川を治める者は国を治める」ということがあります。山の手入れをし、整備をして山を治める。川の流れをよくし、氾濫を防いで川を治める。ということからして、治山治水の整備を図ることにあると思います。

今、河川の川床、これは山田川、万江川もですけれども、川床が上がり、水遊びをし、魚が泳いでいた淵には大量の土砂で埋まり、この状況下で次の豪雨があった場合、再度の大きな災害が起きることは免れません。緊急的な治水対策として今、村長が言いましたように、河川に堆積した土砂を一刻も早く除去することにあるというふうに思います。

河川氾濫の要因でもある森林荒廃の有り様は想像を越えています。荒廃した山林の手入れや保全整備には多額の経費と人手、そして長期的な対策を有します。広大な面積の森林資源を有する万江川流域の森林をどのようにして守り、整備していくのか、大きな課題を抱える中、地域全体の治水対策として、特に万江川地域住民からは、万江川上流に上から流れてくる土砂や流木を防ぐための砂防ダムの建設による治水対策が効果であり、必要ではないかという意見も聞きますが、村長におかれましては、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それではお答えいたします。万江川本流に吐合の砂防ダム並みの砂防ダムをつくってほしいというようなことかと思いますが、その意見は実は私、3回目であります。1回目は、蒲島知事が、地域の方々との意見交換会に来られたときに、14区の区長がですね、そういう発言をされておりました。そして先般、山田と万江地区での地域の懇談会をした折に、15区にお住まいの方から、非常に土砂を取ってもまたすぐ溜まるんだと。根本的にですねそういう意味では砂防ダムをつくってこないかというような要望を受けました。

その足でですね、その意見を受けて実は私、九州地方整備局の河川部長のほうにその話をいたしております。従いまして、当然県管理河川でありますから県の事業として国の支援を受けながらその事業をやるということになるわけですが、ただ河川部長には、国の直轄事業として急いでやってほしいというような話を通しております。ただ実現するかどうかは別といたしまして、いずれにしてもこの砂利をですね、砂利との戦いは砂利を止めるというのが一番手っとり早いわけでありますので、しっかりその砂防ダムを建設するということについては、前向きに取り組んでいきたいと思っておりますし、ただこのことについては、地域全体での問題でもありますので、地域住民の方々もこのことについてのご理解、またご支援をお願いしたいというふうに思っております。貴重な意見あり

がとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 12月3日に県の復興局から球磨川流域復旧・復興プランの説明会をいただきました。その折に新規の治山砂防ダムの建設は、今回の復旧・復興プランでは考えていないと。今ある施設の整備を重点的に行っていくとの説明でありました。万江川流域のこの広大な森林の荒れ模様から、集中豪雨による災害がいつ起きてもおかしくない状況下で、この砂防ダムの建設は有効かつ効果的な治水施設だと考えます。長期的な流域治水対策からも実現に向けた要望を今、村長が申されましたように、国・県にして要望していただくことも肝要ではないかなというふうに思います。

このたびの豪雨災害、村の職員と執行部におかれては、この復旧工事の数は膨大です。本当にこれは大変だと思います。しかし、住民の皆様が安心して道路が通れる、河川に親しむ、生活ができるというようなことから、可能なかぎり手を尽くしていただきますようお願い申し上げ、一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、7番、立道徹議員より、1. 豪雨災害後の復興支援についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹君。

立道 徹の一般質問

○7番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問内容はですね、今言われましたとおり、豪雨災害後の復興支援についての質問でございます。

7月の豪雨災害から早5カ月が過ぎましたが、まだまだ復興までは時間を要する状況で、被災され避難所から仮設住宅での慣れない生活をされているのが現状だと思います。

まず1点目は、災害被災者への医療的、精神的ケアについてでございます。災害被災者の方は、これまでの普通の日常が奪われたことや、将来的にこれまでのとおりの生活水準を維持していけるかといった不安など、多大なストレスを抱えておられていると思います。被災者の心身をケアする体制について、村としての考えを伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。県の補助事業であります地域支え合いセンターを10月1日付けで山江村社会福祉協議会と委託契約を締結

し、現在2名体制で活動がスタートしております。地域支え合いセンターとは、被災者の安心した日常生活の支え、生活再建と自立を支援するため、見守り、生活支援、地域交流の促進、介護予防等の総合的な支援体制を構築するという目的で設置されたものです。

支え合いセンターの場所につきましては、仮設団地の方々に対していつでも相談に応じ、不安や孤独の軽減につながるように中央グラウンド内にプレハブの事務所を設置しております。仮設団地入居者の方と在宅被災者の方、現在50世帯を見守り、巡回訪問等を行っております。

また、村内各種団体からも地域の方々と一緒に支え合いをいただいております。今後も地域支え合いセンターと連携しながら、被災者の方が早期の生活再建を実現することを支援するため、生活再建に向けた支援窓口として、様々な困りごとに対応し、問題解決につなげる支援、一人一人に寄り添った支援を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） これも仮設住宅のことですけど、入居者はですね、高齢者の方も多く、身体の衰えや病気など健康の不安が心配だと思います。健康づくりや支え合い、定期的な健診などの実施についてはどうされているのか、伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。仮設団地の入居者の方におきましては、生活機能の低下、孤立といった活動性が低下しないよう、みんなの家を拠点とした様々な事業を行っております。地域包括支援センターを中心に介護予防拠点事業、みんなの家サロンを9月10日から週2回実施しております。主に100歳体操を行い、タブレット等を活用した脳トレも行っております。サロン等の参加につきましては、平均7名程度の参加となっております。

熊本県復興リハビリセンターからの専門職の派遣もあり、11月30日から作業療法士による月1回の介入、そして口腔ケアとして、歯科医師会及び薬剤師による月1回の相談会、心の健康に関する相談、出前講座等を実施予定であります。

また、新たな出掛ける場所、情報交換ができる場として、認知症カフェのみんなの家を活用して、月1回行っております。黎明館からの参加もあり、心と身体の健康とお茶を囲みながら賑やかに実施しております。今後も安心した日常生活を支えるため、地域支え合いセンター及び包括支援センターを中心に見守りや生活支援、地域交流、健康づくりやサロン活動等の実施を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） いろいろな地域からですね、仮設住宅に入居されて、いろいろ若い方もいらっしゃるし高齢者の方もいらっしゃるし、うまく和合ができていますかと思って心配なところもあります。それぞれ行政の方も大変でしょうけど、そのへんのですね、見守りのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

続いて次の質問に入りたいと思います。復興に向けての動きについてでございます。まず県道・村道の災害、応急工事ですね、ほとんど完了しておりますが、本復旧工事はいつごろになるか村民の方もですね、大変不安であると思います。先般の座談会あたりでもそういう声がありました。

そこで県道坂本人吉線、また万江川河川掘削、これは県の発注工事ですけど、県へもお尋ねされたと思いますが、わかる範囲でいいですから、こちらはお答えお願ひしたいと思います。また、村道ですね、農地災害、家屋の解体はそれぞれいつごろになるか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回の豪雨災害により、村内では道路や河川など公共土木施設災害が多数発生しております。県が管理する道路河川におきましては、県道2路線、河川が3河川、砂防施設が5カ所で被害額が約19億円となります。現在応急工事が終わり、国の災害査定を受検しながら、本復旧に向けて準備を進めているとの回答でございました。県道坂本人吉線並びに万江川の復旧には長期間を要することから、緊急性などを考慮し、県と村で調整しながら復旧工事を進める予定との回答でございます。

なお、万江川の堆積土砂の掘削につきましては、吐合地区の掘削が10月に完了しております。現在進めている淡島地区と下の段地区の掘削につきましては、令和3年3月に工事が完了する予定との回答です。

次に、村が管理する道路、河川等の被災状況は、村道が22路線、河川が2河川、橋梁が5橋で被害額が約30億円となります。こちらも応急工事が完了し、現在国の災害査定を受検しております。なお、11月から本復旧工事にも着手しはじめたところですが、全ての工事が完了するまでは長期間になることが想定されることから、他の工事や県工事と調整を図りながら、早期復旧に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。国庫補助の農地農業用施設災害復旧につきましては、被災農地が17カ所、農業施設が16カ所において、事業費を決める国の災害査定を11月4日から今週末、第13次査定といたしますけ

れども、受検の業務を現在行っているところでございます。

農地農業用施設災害復旧事業は、公共土木施設災害復旧事業、それから林道施設災害復旧事業とは違いまして、実際査定をですね、受けた後、さらに国庫補助の増、ヒアリングをですね、今の予定では12月中に受ける必要がございまして、それが終えて一応査定業務が終わるようになっております。その後、年明けぐらいから本設計業務委託を開始いたしまして、早期復旧を望まれている水田が多いことから、できるだけ早く業務を進めていきたいと計画しておりますけれども、復旧の本工事入札、工事着工が2月、3月ごろになりまして、随時工事入札等を行っていききたいというふうに現在思っているところでございます。

また、被災工事費が40万円未満の小規模災害復旧補助金事業や多面的機能支払交付金事業での災害復旧工事などはですね、8月より既に着工中や竣工している箇所も数多くありますので、随時復旧作業が進んでいる状況ということで思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それでは家屋の解体、公費解体についてお答えいたします。

公費解体制度につきましては、令和2年7月豪雨災害により、損壊した被災家屋等について生活安全上の支障の除去と2次災害の防止を図るため、所有者の申請により、所有者に代わって山江村が災害廃棄物として解体と撤去をする制度でございます。主な対象要件といたしましては、罹災証明書で半壊以上の認定を受けた家屋となっております。

9月4日より健康福祉課で相談受け付けを行っております。書類等に不備はないか確認を行い、現在4件申請受け付けを行っております。そのうち申請されました淡島地区の2件におきましては、12月3日に入札を行い、12月7日より着工となっております。残り2件につきましては、12月末に入札予定であります。今後一人一人相談に応じて寄り添い、早期の生活再建を実現できるよう支援していきたいと思っております。公費解体につきましては、年度未完了に向けて業務を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 各課長からお答えしていただきましたけど、はっきりした期日なんかは、予想というか計画、例えば、来年2月からの発注予定とか、そういうのはわかりませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

今現在、災害査定受検が終わったものに関しましては、実施設計のほうに移っております。そちらの実施設計が終わりましたら随時工事を発注する予定でございますので、今現在まだ見通しは立っていないところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 吐合、宇那川のですね、河川土砂掘削撤去は、先般工事をやられましたけど、今後の予定なんかはいかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。吐合地区の土砂撤去につきましては、村管理部分につきましては応急工事ということで、土砂撤去1万9,000立米搬出したところですが、残り約2万3,000立米ほど残っております。こちらにつきましては、今現在、災害査定受検の準備をしておりますので、そちらで査定決定後にですね、発注のほうの準備を進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 農地災害関連、これは県の護岸工事関係が終わってからの工事になるんじゃないかなと思うんですけど、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。今、議員が申されましたとおりですね、河川等の関係、また護岸の関係がございますので、農地債だけのですね、災害復旧工事のほうは入れないと思っております。ですので、まず県のほうのですね、護岸、また河川の工事が終わりましたから水路等のですね、復旧に入っていくというふうに思っておりますので、県と協議しながらですね、今後進めたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今ですね、お答えしていただきました工事予定、また計画などですね、ケーブルテレビやですね、一応広報等でお知らせすることも大変必要だと思っておりますので、そのような考えはあるかないか伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 復興の模様の村民の方々に対するお知らせということでございます。豪雨災害につきましては、今後どのような復興の仕方、及び今後の予定など、村民の方々に情報を提供しまして、行政と村民の方々それぞれ共有しながら復興を目指していくということが、非常に重要であると深く認識しているところでございます。

山江村災害検証及び復興計画策定委員会で現場検証を行いまして、また先日、山田地区と万江地区で復旧・復興に向けた地域懇談会を開催をいたしまして、村民の方々から様々な意見をお伺いをしたところでございます。今後その村民の方々からいただいた意見をですね、取りまとめまして、復興計画に位置づけていきたいというふうに思っております、復興計画策定までの模様はですね、ケーブルテレビ等で村民の方々にお知らせをしていきたいと思っております。

また、ハード面ばかりではなくてですね、ソフト面も非常に重要に今後なってくるというふうに思っておりますので、工事の予定の計画、今後の行程ばかりではなくてですね、今後も様々な復興に対します情報を各課とも連携しながら、ケーブルテレビとか広報等でも随時お知らせをしていきたいというふうに深く思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） 村民のですね、不安や心配を取り除くことも行政の役割だと思いますので、情報の発信もよろしくお願ひしたいと思ひます。

そしてまた、これからですね、やっぱり各課の課長さん、また職員の方々は、災害査定とかいろいろ大変でございますけど、一刻もですね、早く村民が安心されますよう頑張ってもらいたいと思ひます。

以上で質問を終わりたいと思ひます。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、1番、本田りか議員より、1. 万江川の安全対策について、2. 万江地区の避難所対策についての通告が出ております。

本田りか議員の質問を許します。1番、本田りかさん。

本田りかさんの一般質問

○1番（本田りかさん） 1番議員、本田りかです。通告文に従い、1. 万江川の安全対策について、2. 万江地区の避難所建設についての2つの質問をいたします。

まず1番、万江川の安全対策についてですが、万江川、山田川の源流域から下流まで、河川整備計画や広大な山林の手入れなど、鎮山親水の理念で山江村全体の幅広い復興計画が必要ですが、今回は万江、小森地区から下流の創造的復興について質問し、執行部の答弁を求めます。

まず、小森地区県道滝下神園橋上流、城内団地横集落排水万江クリーンセンター下流の堤防については、今回の大水害で一部の堤防が流出し、越水、水田、家屋への土砂、材木の流入が発生しました。既に測量なども着手されていると思いますが、災害の調査と復旧における現在の進捗状況及び今後の復興計画についてお伺いします。

また、下の段橋上流の堤防がないところや堤防が低いところの計画はどのようになっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。熊本県に確認しましたところ、小森地区から人吉市との境までの区間に5カ所被災しているとの報告です。12月までに災害査定を完了し、背後地が住宅地など緊急性の高いところから順次工事に着手する予定とのご回答でございました。

なお、下の段橋上流の堤防に関しましては、引き続き県へ要望を行ってまいります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 5カ所被災していると言われましたが、その5カ所とはどこでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。県から情報提供いただきました地図によりますと、詳しい字名は載っておりませんが、小森地区で2カ所、神園地区で1カ所、これは神園橋上流でございます。城内地区、城内団地が1カ所、下の段地区、人吉との境のところで1カ所の計5カ所のようにございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） それはいつごろ着手し、どこから始めて、全体が終わるのはいつでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。こちらは県工事となりますの

で、村のほうではわかりかねますが、一応確認しましたところ、着手する時期、工事箇所につきましては、現在、県と村で調整を行いますということです。また、終了時期につきましては、全体の復旧に長期間を要することが見込まれることから、県や村で調整を行いつつ、村としても早期復旧に向けて要望を行っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 続きまして、万江阿蘇神社下流右岸と下の段橋下流の右岸には、河川内の内側に向いているブロック積みの河川内堤防があります。素人的な考えですが、これは堤防に沿ってつくるべきだったのではないかと。川幅が狭くなってつくられているように感じますが、このことについて県への改良の要望などできないのでしょうか、お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。堤防の構造物を施工した時期につきましては、詳細はわかりませんが、施工当初も基本的には河道を阻害しないような計画であり、河道は確保されていたものと思います。今回ですね、河道を阻害しているようであれば、そういったところも含めて県に要望したいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 続きまして、河川内における土砂の撤去及び河川掘削をお聞きしようと思いましたが、こちらは先ほど立道議員並びに横谷議員の説明がございましたので、割愛させていただきます。

河川内に万江阿蘇神社下流から人吉市との境までの河川内に生えている樹木や竹の除去については、どのようにされる計画でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。万江川の河川内に樹木や竹の除去の計画につきましては、熊本県に確認しましたところ、河道断面を阻害している状況であれば、村と調整を図りながら伐採を計画したいとの回答でございました。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうから万江川の安全対策ということではありますが、補足してお答えしたいと思います。

発災以来5カ月が経ちました。要はですね、来年の出水期に同じようなことを起こさないようにしてくれというような要望を主に県と国にはいたしております。従いまして、危ない箇所について、もちろん土砂の撤去が一番急ぐわけですけども、

については優先的に事業を実施するというようなことを要望しています。特に越水をしている箇所もありましたので、そのような箇所については特に注意を払うようにといたしますか、急ぐように申しておるところであります。

なお、竹の伐採ということですが、実は山田川の検証をしたときにですね、竹が生えている護岸があったということでありまして、その折に地域の方々ですね、聞かれたのは、「竹は伐採したがよかん、そのまま残したがよかん」というような話をされたのを覚えております。その折に振興局長、これは土木の技術者が今、局長でありますけれども、が答えるには、竹があったほうが護岸を守れる場合もあると。だからその付近は慎重に治水的にですね、どういう影響があるかを調べて、伐採するなら伐採するというような方法をとりますというようなことでもありましたので、要するに竹はすべて伐採したがよいとは限らないというようなことが治水的に考えられます。それも含めて、しっかり検討しながら対応したいと思っているところでもあります。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 令和2年一般会計当初予算には、土木費県委託金45万円、一般財源55万円、計100万円で護岸雑草処理委託料が計上されております。緊急性の高いところからされるというお話でしたが、もっと集中的に予算を投入して、河川内の障害物を除去したりできるように県への要望をよろしく願います。

続きまして、2番目に入ります。万江地区の避難所建設について質問いたします。前回、山江温泉ほたるの避難所についての質問に対して、再調査を行い、指定避難所については検討すると回答されましたが、その後どのような調査、検討をされたのでしょうか。また、山江村自然休養村管理センターは、平成29年3月の公共施設健全度調査によりましてAランクとなっておりますが、7月4日の豪雨による大規模な雨漏りが発生し、天井が落ち、カビが大量に発生して体育館以外は使用できないようですが、今後指定避難所も兼ねた改修や建て替えなどを検討されてはいかがでしょうか。お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。村内の避難所については、緊急時の地域の公民館など緊急避難場所と、それから多くの収容人数が可能な指定緊急避難所を指定しております。今回の豪雨によりまして大きな被害を受けました万江地域の指定緊急避難所となっている施設は、県が指定している土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンの区域に指定されていない温泉ほたるのみが選定となっているところでございます。

今回その温泉ほたるも、山からの溪流が異常な水量によりまして施設も被害を受けまして、さらに県道含めた進入路も異常な雨量と水路の冠水によりまして通行不能となり、避難所への通路が閉鎖された状態になったものでございます。再調査ということでございますけれども、具体的な調査は行っておりませんが、今回の被害の検証結果によりまして、温泉ほたるについては、万江地域の警戒区域に指定されていない唯一の公共施設指定避難所としておりましたが、今回の状況を踏まえまして、指定避難所から除外するように検討をしているところでございます。

また、自然休養村管理センターにおきましては、県が指定する土砂警戒区域及び特別警戒区域、この地区はイエローゾーンの区域に指定されておりますので、指定避難所としては、土砂災害に対しての危険度のリスクがありまして、避難所としての指定は考えていないところでございます。

また、同センターの利活用ということでございますけれども、現在雨漏り等もあり、老朽化が進みまして、一般利用者への使用を制限し、修繕等で対応を考えておりますけれども、大規模な修繕、それから建て替えになりますと相当な経費がかかります。補助事業などの有利な財源を模索しております。今後の利活用については、検討してまいりたいと思っているところでございます。いずれにしましても万江地域内においては指定避難所がないことから、安全な高台に避難所の建設も考えていかなければなりませんけれども、一時的な緊急避難所として公共施設や公民館を利用するか、さらに今回、豪雨災害でも利用された地区もありまして、安全な民間の家屋等の利用なども地域で話し合い、避難についての共有をしていただければと思っているところでございます。

今後も毎年のように梅雨時期や台風シーズンなど大雨が予想されます。避難も想定されますけれども、その災害に備え各地区の自主防災組織、さらに各家族で大雨に対するタイムラインや避難所への避難経路など、各人が様々な情報を収集、共有されまして、それぞれの方が判断材料となる、明るい時間帯での早めの避難準備と避難開始をとっていただき、自分たちの命は家族や地域で守る行動をとっていただきたいと思っているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 自分の命は自分で守るというのは大前提であります。その自然休養村管理センターですが、現在、万江小学校の体育館としても使用されているということですが、今後の計画とかはございませんか。その小学校の体育館でしたりとか。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） 自然休養村管理センターのことです。昭和5

5、6年だったと思いますけど、それに建設された補助事業をですね、活用しまして建設された施設であります。今回の豪雨でですね、天井が落ちているということでありまして、今は使用禁止といたしております。体育館のほうもですね、壁がちょっと剥がれて、ステージ側にちょっとカビもありますけれども、教育委員会と学校と見ていただきましてですね、万全の対策を図ってもらって使用をしていただいているということでもあります。

今後建て替える、それから壊す、いろいろ考えられますけれども、先ほど総務課長も申し上げましたとおり、補助事業とかがですね、なかなか見つからないといえますか、今ちょっと模索しているところでありまして、今後ですね、どういうふうな方向で管理センターを維持していくのか、どうするのかということもですね、今後協議をする一つの課題というふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 1番、本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 指定避難所も補助金などありましたらいいんですけど、今回の補正予算により、本年度山江村一般会計の総額は約83億円となっております。このうち災害復旧費国庫補助金は、今回の増額5億7,000万円を追加して27億円です。加えて災害復旧費債14億円を加えれば、41億円以上が災害復旧関連予算です。この災害復旧予算をぜひ未来の子どもや孫たちから感謝されるような使い方をされ、山江村の地域づくりに役立ててくださることを信じて私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時といたします。

-----○-----

休憩 午前11時33分

再開 午後 0時58分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、8番、西孝恒議員より、令和2年7月豪雨被害状況の懇談会資料から、1. 農業用施設被害について、2. ICT教育について通告が出ております。西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒君。

西 孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） 8番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしく申し上げます。

本日の質問内容は、ただいま議長からありましたように、令和2年7月豪雨被害状況から農業用施設被害、ここで言います農業用施設とは、こちらの資料にあります水路、農道や農業用の施設、堰や水路の農道のことであります。

もう一つは、コロナ禍の中でのICT教育についての2点であります。

まず7月豪雨被害の状況につきましては、災害発生からちょうど5カ月ぐらい経っていますので、この資料にもありますように、これまでも応急的復旧が行われながら、執行部では被害の状況把握、インフラの整備、被災者への様々な支援、例えば、仮設住宅や被災家屋等の公費解体、応急的な修理、生業再建補助金、ボランティア活動などですね、支援事業も進んでいるようです。

また、そのような災害検証や復興計画策定については、山江村災害検証及び復興計画策定委員会において進められているところですが、その中で、こちらの資料、この5ページにもあります。田畑も150カ所くらい被害があっているようですが、特に水田に必要な堰や水路が被害に遭っている箇所は、単独ではそれぞれ数字が出ているわけですが、水田の状況により水田がそのまま使えるところは、堰や水路の改修を急ぐところもあると思いますので、そのような箇所の状況と復旧計画など、進捗状況についてお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。被害の状況等につきましては、9月の一般質問でもお答えさせていただいておりますので、復旧に要する箇所と進捗状況についてお答えさせていただきます。また、先ほど立道議員の答弁の折にもですね、答えましたものにつきましては、重なるところは答弁を控えさせていただきますというふうに思います。

まず、現在の進捗状況ですが、国の災害復旧事業で工事を行うための災害査定を受験中でございます。お尋ねの水田に必要な堰や水路等の被害箇所と進捗状況であります。大規模な被害箇所ですと、万江地区の約20ヘクタールの水田のうち、万江淡島の濁毛、下の段の榎木町の水田など、約15ヘクタールへの土砂流入被害、淡島堰や前田堰の水路流出があります。この堰は万江川河川内の護岸に沿って設置されておりましたので、県道護岸等の崩壊とともに被災をし、水路が流失しております。

まずは、水田の復旧から早急に進める方針であります。特に被災された農家の方が、来期の水稲作付けがどうなのかという声ですね、大きいことから、水田の復

旧をできる限り行っていくこととし、単年度で終わらない箇所等は、年次計画を立てながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 万江地区の約20ヘタールの水田のうち15ヘクタールが土砂流入があるということですが、また堰や水路の流失もある中で、ご答弁では水田の復旧工事から早急にですね、進めるということですので、広範囲な面積ですがぜひそのようにお願いしたいところです。

次に、水田に必要な堰や水路ですが、こちらの資料にあります頭首工、堰10カ所、水路30カ所、農道10カ所ですね、被害の概要と、質問通告では河川との関係としていますが、河川は県の管轄ということで、県との関係でもありますので難しい状況ではあると思います。場所によっては堰や水路を新たにつくる必要もあると思いますが、水路の取水口はどうしても河川を掘削しなければなりませんし、そのような要改修、要復旧箇所の堰も多いようですから、県への要望も大変な中ですが、堰や水路の復旧プランについては、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） それではお答えいたします。頭首工、堰等の被害の主なものは、土砂堆積による取水不能、水路の被害では、土砂堆積及び水路損壊、農道の被害は村管理農道の被災はありませんが、農作業等の崩壊による農道の破損や法面崩壊が発生しております。

被害箇所の復旧につきましては、国の災害復旧事業及び多面的機能支払交付金、小規模災害復旧補助金を活用しながら、行政、団体、個人といった復旧への取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

お尋ねの水路等の復旧工事の進捗ですが、査定は終了していますものの復旧工事を進めるには、まず被災箇所、被災原因の県道及び河川護岸復旧の県事業が終わらないと堰等の復旧工事に入れないものもあり、道路復旧、河川復旧、農業施設復旧といった順に別々に復旧作業を進めていくことになると思います。このようなことから、復旧箇所が河川との関係がある堰等の復旧については、県との協議が必要であり、県事業の計画にあわせて進めていくため、復旧までに複数年かかる可能性がございます。

復旧プランについては、先ほど申しましたように全被害箇所を単年度で復旧するのは難しく、複数年の復旧になると思われませんが、できるだけ早く計画的に復旧していきたいと考えています。水路復旧に時間を要する箇所等は、必要に応じて水路にかわる取水ポンプ等の仮対応で水の手当てを検討するなど、今後堰係の方々とも

ですね、話を進めていきたいと考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今、ご答弁のようにですね、堰や水路の復旧については、河川や県との関係がある中ではすけれども、水路も大規模な損壊というところもありますから、復旧は複数年になるということで、その間ですね、水路に代わるポンプの代用とかの検討とかということですから、村としてのですね、進んでの対応は感じました。

また万江地区はですね、集落営農も始まっていますが、水害によりまして耕作できる面積も少なく、堰や水路も壊れていますので、部分的ですけれども、今年はその用水をですね、神園薬師谷ですね、現在砂防堰堤のことで話がありますけれども、その神園薬師谷の水を水田に活用されて、何とか今年はその部分についてはですね、できたようであります。そのような応急的用水の引き方も含めてですね、引き続きよろしくお願ひしたいところであります。

以上で農業用施設被害についての質問は終わります。

次に、2番目の質問です。ICT教育についてとじていますが、本村山江村ではICTのその特性から、これまでにない可能性などに着目されまして、教育への進んだ活用にいち早く取り組んでこられています。本村のICT機器導入は、平成23年度に電子黒板3台からスタートと聞いていますが、その後、山江村教育情報化推進体制を構築されまして、当時の校長先生がCIOとしてリーダーシップを発揮されました結果、年々学力の向上がみられ、平成26年、平成27年度には、全国学力学習状況調査において、全国平均を大きく上回る成績となりまして、2018年には、日本ICT教育アワードにおいて、総務大臣賞の受賞などその功績は私たちにも伝えられまして、全国の先進地となっていますことは山江村の誇りであります。これはもちろん児童・生徒さんも頑張られています、先生方のよきご指導もすばらしいことであります。

ところで、本村のICT教育の10年構想ですが、平成23年からそろそろ10年になるのかなと思いますが、そのような時期にきまして、今年は全世界で新型コロナ禍という災いが流行しまして、様々な行事や集会も中止になり、3密を避けることが原則のルールで、マスクや手洗い、消毒も日常生活の常識のようになりました。

学校においても例外なく休校となったりもしました。そこで、そのようなときこそICT教育が注目され、全国的に急速に広まりまして、一斉に設備も投入されているようです。しかし、本村のようにこれまでに十分活用されているところばかりではありませんので、設備は整ってもそれを生かしきるには時間がかかるところも

あるなどですね、各自治体の対応によっては、学力に差が出ることもあると言われているようです。

コロナ禍によって遠隔授業やオンライン授業などですね、新たなICT教育の分野が広がるようですので、そのような今後に向けての準備も進んでいることとは思いますが、まず現在ですね、ICT教育のハード面の設備についてと、そして、特に小学校低学年へ向けての対応がされていますことがありましたらお願いします。

最後に、コロナ禍の中で今後に向けての課題や、さらなる展望について、以上の3点についてお伺いします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは今、ご質問がございました3点についてお答えしたいと思います。

まず、ICT教育のハード整備でございますけれども、ICT教育のハード整備につきましては、議員の申されたとおり、平成23年度より本村では先生方の指導のニーズに応じて、段階的に整備を進めて学力の向上を図ってきたところでございます。

そんな中、昨年、内閣官房及び総務省、文科省、経産省の3省がですね、連携をいたしまして、令和時代のスタンダードとして学校ICT環境を整備する、いわゆるGIGAスクール構想が打ち出されました。そして本年度より予算化され整備が進んでいる状況でございます。

本村におきましては、GIGAスクール構想にいち早く取り組みまして、各学校に高速大容量の通信ネットワークの整備を一応8月にはですね、終了しております。また、タブレットパソコンにつきましてもまず131台をですね、整備をいたしました。さらに今回の12月議会におきまして、残り160台分を予算として計上させているところでございます。

2点目の低学年のオンライン授業でございますけれども、本村における情報活用能力の育成につきましては、低学年の目標をですね、コンピューターの起動や終了、それからコンピューターの取り扱い方及びカメラ機能の基本操作の修得ということしております。

今回のコロナ禍におけるオンライン授業の際、低学年は入学したばかり、あるいは2年生は進級ばかりでですね、十分な操作技能が身につけておらず、低学年におきましては、プリント学習を主として自宅で学習を行ったところでございます。しかしその後、先生方の指導によりまして、低学年の操作能力もですね、非常に向上しております。プログラミング等の授業もこの前見てまいりましたけれども、非常

にスムーズに低学年でもですね、行われている状況でございます。

今後オンライン授業になった場合を想定しますと、家庭に持ち帰ってのWi-Fiを活用する際の接続方法、それから先生とのパソコン上での学習方法等をしっかり身につけさせまして、低学年にできるオンライン学習のあり方ですね、このあたりをしっかりと研究してまいりたいと考えております。

それから、最後の課題と展望でございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、今年3月から学校では臨時休業となったわけでございます。その間の子どもたちの学びを補償するため、いち早くICTを活用したオンライン学習に取り組みました。双方向通信の良さを生かした授業実践を行ったところでございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大による休校当初より危惧されておりました教育課程の遅れも、オンライン学習によりまして、現在は通常の進路に戻りまして、一人一人の学力の充実に向けた取り組みを行っているところでございます。

今回のオンライン学習での課題といたしましては、オンライン授業の際の全家庭のですね、Wi-Fi環境の整備、それから、家庭における子どもたちの情報モラルをきちんと構築していくことが重要であると考えております。情報化がますます加速しておりますので、さらなる情報モラル教育の推進を積極的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

今後はこの恵まれましたですね、ICT教育環境をフル活用いたしまして、オンライン学習はもちろんタブレットパソコンを持ち帰って、子どもたちが主体的に取り組む家庭学習の習慣化、さらには遠隔学習によりまして、村内あるいは村外、あるいは外国の学校との交流学习等を行いながら、誰一人の子どもを取り残すことなく、子どもたち一人一人に公正に個別最適化された学びをですね、しっかりと保障していきたいと考えているところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大が続いておりますけれども、今後コロナ禍での子どもたちの学びを止めない取り組みを含めまして、これまでの10年間で取り組んできた本村のICT教育のエビデンスを、1年延期にはなりましたが来年度開催を予定しておりますICT教育全国サミットにおきまして、広く公開していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今、ご答弁いただきましたが、私もですね、ICT設備につきましては、ちょっと見てみたんですが、実はこちらの資料は平成29年度のときでしたので、この時点でですね、タブレット端末のパソコン、小学校の1年生から中学3年生までですね、1人1台ということで、ほかにも電子黒板や全教室のです

ね、体育館などにも設備がなされていたようです。これ平成29年の時点で、このように1人1台ということですね、さらにこのオンラインのためには、やっぱり全部持ち帰る体制が整っていなければなかなかできないと思うんですけども、一応そのときに既になされていたようでありました。今、ご答弁ではさらなるですね、対応がですね、今なされているようです。低学年にも十分なですね、対応がされているように思いました。

今後の課題展望ということで10年のですね、これまでの10年からさらなるですね、コロナ禍とかになりまして、このICTの特性がですね、そういったオンライン、遠隔授業に向いているということもあります。それで非常にそこがですね、今後、あるいは災害とかにおいても授業を止めないということができるとかなあと思います。

私、今ちょっと質問の通告は2週間ほど前だったと思うんですけども、11月25日ですかね、4日ぐらい前にですね、家庭に回覧板によりまして、広報やまえがですね、回ってきました。広報やまえを見てみましたら、ちょうどそこですね、6ページのところにですね、本村のICT教育についてありました。そのところをちょっと見よって、ICT教育10年目を迎えた今年、さらにICT教育環境の強化により、多様な学習が展開できるように教育環境を整えているということで、今回は文科省が掲げるGIGAスクールの構想というのに対応してということもあるようですけども、そのようなことで全児童・生徒を対象としたオンライン授業はもちろん、遠隔学習、そして教職員のリモート研修も可能となるということであるようです。

これからも子どもたちが安心して平等に学習できる環境づくりに推進していくということですね、そのようなことで、なかなか費用もかかりはしますけれども、それをですね、十分に活用されまして、本当にぬかりない対応で、やはりICT教育の先進地であるようです。

通告しました質問は以上ですので、これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、4番、赤坂修議員より、1. コロナ禍生活支援について、2. 納税組合についての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。4番、赤坂修君。

ここで申し上げます。質問の論点はまとめて質問していただくようによろしくお願ひします。

赤坂 修君の一般質問

○4番（赤坂 修君） 4番議員、赤坂でございます。議長より発言の許しがありましたので、一般質問をいたします。

最初に7月豪雨災害について、早期の復旧を望むところであります。今回の一般質問については、1点目としてコロナ禍生活支援についてということで通告しておりますが、国の第3次補正予算については、令和3年1月に招集される通常国会に提出され、村長の諸般の報告の中でも話されたように、1兆5,000億円の第3次新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が予算計上されているということでもあります。

そこを前提として質問いたします。第1次、第2次地方創生臨時交付金2億2,630万円については、第1次交付金では指定避難所生活環境整備900万円などの予防対策として9事業、農林業経営継続支援300万円、中小企業等事業継続支援600万円など、経済対策5事業、生活支援対策といたしましては、水道使用料支援780万円、未来の担い手支援35万円、臨時休校対策食費支援363万円の3事業が実施され、2次では予防対策12事業、経済対策9事業、生活支援としては、雇用継続申請費用支援100万円、中小企業等事業家賃支援240万円など2事業が実施されておりますが、全体的に見て生活支援対策が少ないのではないかと感じております。

ということで、3次の生活支援対策として、ぜひ実施検討していただきたい4項目についてお伺いをいたします。

まず1項目として、第2次対策として実施されます地域振興券発行事業、山江くらし応援券3,660万円につきましては、経済支援対策として区分されておりますが、地域振興を兼ねた生活支援だと考えておりますが、赤ちゃんからお年寄りまで1人1万円支給される応援券は、山江村商工会加入の29事業所でしか利用できないとなっております。子どもさんをお持ちの方は子どもに必要なものを購入したい、お年寄りの方はそれぞれ自分の必要なものを購入したいと思っておられるのではないかと私は思っております。7月豪雨で甚大な被害がでた人吉球磨管内の復興を兼ねて、人吉球磨管内で使用できる第3次の応援券の発行はできないものかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。地域振興券の件でございます。議員申されましたとおり、コロナの交付金の2次を活用しまして、地域振興券の発行を今、計画しているところでございます。この2次の地域振興券の計画につきましては、経済対策として、村民1人当たりの村内で使用できる券というこ

とで、来年の4月をめどに発行を考えているところでございます。人吉球磨管内で使用できる振興券の発行はどうかということです。今度の3次でですね、検討をということでございますけれども、今回の分は人吉球磨の豪雨災害の影響で落ち込んだ、人吉球磨全体の経済対策というお考えであろうかというふうに思います。

まずは、2次につきましてはですね、山江村の経済対策を図ることが必要であるとまずは思いますので、2次の使用につきましては、山江村のみとさせていただきたいというふうに思っております。ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

3次の交付金のことについてはですけども、まだ時期ははっきりしておりませんが、3次が予定されておりますので、山江村の独自の政策で、人吉球磨で使用できる地域振興券ということは、ちょっとなかなか協議しなくちゃいけないということもあります。ただ、前回人吉球磨の観光地域づくり協議会でですね、人吉球磨管内で管内で使用できる振興券が発行はされております。ただ今度3次につきましてもですね、広域で取り組むことが重要というふうに思っておりますので、一つの検討課題としてですね、させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 補足しますというか、わかりにくい説明だったと思いますけれども、要するにですね、各町村ごと地域振興券を発行してあるところがあります。それは各町村ともその市町村内で完結型です。山江だけよそで使っているですよ、よそは自分とこだけですよというわけにはいきませんので、山江村の地域振興券は山江村でやる。それが枠を外されて人吉球磨一帯としてですね、地域振興券をそれぞれお金を出し合ってやるということであれば、よそでも使えるというようなことになろうかと思ひますけれども、地域振興という意味は、山江村内の経済活性化をするという意味も大きく含まれておりますので、そのようなことでの取り扱いはさせていただき、人吉球磨といいますか、要するに山江外でも使いたいということであれば、再度人吉球磨観光地域づくりがですね、管内で使えるプレミアム券を発行しておりますので、そちらのほうで対応させていただければというふうに考えます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 人吉球磨観光地域づくり協議会、これは人吉球磨プレミアム付商品券、これについては、人吉球磨管内の飲食店及び持ち帰り等にですね、使用できる商品券ということで、山江村でも2店舗ですかね、人吉にも店舗を持っておられる方が登録されておるようでございますけれども、なかなか私が言いたいのは、村民1人当たり1万円今度発行されるということで、なかなか使うところがないと

というようなことですね、山江管内ではということでも伺ったんですが、この観光地域づくり協議会の中でその商品券の発行は、各市町村の商工会でですね、発行されておりまして、山江村単独での商品券の発行は難しいということで理解するところですが、そういうことであればですね、現金給付の考えはないのかというのをひとつお聞かせいただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 先の対応でありますから私のほうで答えさせていただきますが、今回の第3次補正の件についてはですね、冒頭の施政方針の演説でも申し上げましたとおり、また課題を洗い直して、今どういうことが現場では起きているのか、どういう方が困っておられるのか、困窮しておられるのか、再度調査をする必要があると思います。

といいますのは、国のほうの対策は対策で出てきますし、併せて、山江だけじゃなくて人吉球磨全市町村、そして熊本県のほうにも地方創生交付金はですね、配られますので、県の出方を見て、その上でですね、また検討させていただきながら提案をさせていただくということになります。

前回、議会のほうからの意見もですね、いろいろありました。認めていただきましたけれども、いろんな意見はぜひ出していただきたいと思いますし、全員協議会の中でもそのメニューは出させていただきながら、また意見交換もさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。まだ幾らくるかもわかっておりませんので、山江のほうにですね、その付近よろしくご理解をお願いしたいと思います。

すみません、要望としてですね、しっかり受け止めさせていただきます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 丁寧な説明ありがとうございます。球磨郡内ですね、各市町村では、村長が今、申されましたように地域振興を兼ねてですね、商品券の発行をされておりますが、その中でですね、私は現金給付というようなことを要望したわけですけれども、相良村では1人1万円ですかね、それと湯前町でも町民1人2万円、また18歳以下の住民には2万円を上乗せした給付金を実施されておりますので、山江村でもですね、ぜひそのへんを検討していただければと思います。

次に、2点目として、就業者支援についてとしておりますが、テレビ、新聞等で、コロナ禍によるいろいろな業界ですね、航空業界、観光業界、また飲食店など中小企業への甚大な影響が連日報道されておりますが、当村でも商工会加入の事業所や農林業の方への支援については実施されておりますが、就業者、サラリーマンの方についてもですね、コロナ禍による勤め先の影響により、給料、ボーナスにも

影響が出ているのではないかと、7月豪雨による勤め先の被害等でですね、収入の減少等があるのではないかと考えております。就業者、サラリーマンに対するですね、支援も検討される考えはないのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山企画調整課長。

○企画調整課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症に伴います就業者の支援についてということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業所が、労働者に対して定期的に休業等を行いまして、労働者の雇用を維持を図った場合に、事業者が労働者に支払った休業手当の一部もしくは一定の要件を満たす場合には、全部が国から助成がされるという雇用調整助成金という制度があります。またこの制度をですね、活用することによりまして、休業されている従業員へのある程度の支援ができるというふうに考えております。

また、村独自の支援としましても、事業所に対してですけれども、売上の減少分に支援する事業継続支援金も制定をしておりますので、こちらも活用し、雇用の維持等も図っていただきたいというふうに考えております。議員が申されますサラリーマン等に対する支援ということでございますけれども、3次の交付金も予定されておりますので、先に申し上げました国の制度、また村独自の事業継続支援金のこの現行の制度でですね、対応できない事案がある場合には、対策本部会議等で慎重に協議しながら、対策を検討してまいりたいと考えております。

また、いろいろですね、課題等をしっかり把握してですね、今後検討の課題とさせていただきますというふうに考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、答弁をいただきまして、雇用調整等いろいろ言われましたけど、これについては事業主に対して補填をするような形になっているかと思えますので、サラリーマン個人、その休業支援のために従業員に払った分を、国がその事業主に対して補填するというような形式だろうと思えます。私が言うのは個人個人に対してですね、何か支援はできないかということですね、お尋ねしたわけがあります。郡内でもですね、村外に勤めておられる方が多いということで、通勤費のような形ですね、申請により支援をされているところもありますのでですね、ぜひ検討方もお願いしたいというふうに思います。

次に、第1次臨時交付金により実施していただきました未来の担い手応援事業、この事業は大学生、専門学生に米や加工品等、1万円相当の物資支援であります。どのような反響があったのか、把握されていればお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えをいたします。未来の担い手応援事業につきましては、今、議員から説明がございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、帰省などの移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっております、山江村出身の大学生や専門学校生に対し、応援物資として本村の特産物1万円相当を給付するものでございます。国の地方創生臨時交付金事業を活用した本村独自の事業ということでございます。

対象者につきましてはですね、村内の奨学金の貸付者や農業集落排水の就労減免世帯など、概算でですね、見込み数を算定して6月議会に予算を計上し、承認されましたので、その後は要綱に基づき、9月30日までを申請期限として、村内への回覧、広報やまえ、ケーブルテレビ、ホームページなどの事業の周知を行いました。その結果、30人から申請がございましたので、ふるさとを思い出しながら頑張ってくださいと、山江村出身の学生に送られました村長からのメッセージをですね、添えて、米などの特産物詰め合わせセットを8月から10月まで、各月締めで3回に分けて発送したところでございます。

その特産物が届いた後に申請者の保護者を通じて、また数件のお礼の言葉をいただきました。それから、「ふるさとの米が食べられてよかった」「遠くにいても山江村とつながっていると感じた」「常温保存できるものばかりで助かりました。少しずつ大事に使っています」などのうれしいご意見をお聞きしたところでございます。このように皆さん大変喜んでおられ、感謝された様子が伺え、コロナ禍における生活支援対策といたしましては、事業の成果があったと判断したところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今現在の第3波のですね、新型コロナウイルスの感染拡大の中、親元を離れてですね、生活されている大学生、専門学生は、さらに就学や生活に影響を受けているのではないのでしょうか。コロナ禍の影響で、全国の国公立大のうち、少なくとも190大学がコロナ禍の影響で、経済的理由による退学、休学者が、今年度末に増えると予想しているというような記事もニュースに出ておりました。第1次臨時交付金で物資の支援をしていただきましたが、現金給付による支援はできないものなのか伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） じゃあ私のほうからお答えします。先ほど申し上げましたとおりですね、現金給付がいいのか、必要品をしっかりとったほうがいいのか、それぞれにですね、特徴がありますのでしっかりと検討をさせていただきたいと思っております。第2次まではですね、もう決まっております。第3次はまだ今から交付の要項がき

ますし、金額の通知も来ようかと思えます。早急に3波が真ただ中でありますから、練り上げる必要があろうかと思えますし、そういうことを含めてですね、しっかり対応していきたいと思っておりますので、しっかりご意見としてお伺いさせていただきますかと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 再度の支援を期待いたします。

次に、特別定額給付金についてということであげておりますが、国の特別定額給付金については、6月定例会の折、4月28日以降に生まれた新生児に対する給付金の支給についてお伺いをいたしました。答弁では、第2次臨時交付金でも対応できるようであれば検討するというような答弁でありました。2次交付金でも対応がなかった。また、時期的にも12月であります。基準日以降に生まれた赤ちゃんについては、広報やまへの赤ちゃん誕生の欄では、12月号までに7名の赤ちゃん誕生が載っておりましたが、もう少し多いのではないかと考えております。支給の考えはあるのかお伺いをいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 白川総務課長。

○総務課長（白川俊博君） それではお答えいたします。議員申されましたように、特別定額給付金につきましては、基準日を設けて国から交付された交付金でございます。本村も地方創生臨時交付金によりまして、1次、2次の補正により、各種事業該当する支援策に取り組んできたところでございまして、議員申されましたように基準以降に生まれた新生児の支援ということでございますけれども、確かに基準日を設けたところの国の交付金でございます。それ以降に生まれた新生児へも生活費などの経費はかかると思いますが、育児、育てることの課題などを今一度整理しまして、3次補正が進められております地方創生交付金の対応も、その趣旨から、予防対策、生活対策、経済対策へのそれぞれの支援活動、要望を精査しまして、新生児への支援につきましては、今後検討課題ということで考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 再度検討していただくということでございますけれども、第2期ですね、山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略では、山江村の基本目標として、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、笑顔のたえないむらづくりを掲げ、子どもを産み育てやすい環境づくりを充実し、若い世代の結婚、出産、子育てに関する希望が実現できるよう、結婚・妊娠・出産・育児への切れ目のない支援と、地域で支える仕組みづくりを充実するとありますが、この点についても村長からもひとと言ご意見をいただきたいと思えます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは私のほうからもお答えいたします。もちろん子育て支援自体はですね、山江村いろんな形で充実をしております。他町村に先駆けて議会のほうの理解を得ながら、いろんな子育て支援をやっている。そのおかげで他町村からまた、管外からですね、人吉球磨管外からも移住者もおられるというふうに考えております。

ただその件とですね、このコロナウイルス対策の定額給付金は別問題でありまして、子育て支援をコロナウイルス対策に充てるということではなく、本当に困った方に子どもが生まれて非常に困るんだというような現実課題があったとすればですね、支給するということは全然かまわないというふうに思います。ただ、コロナウイルス対策協議会ですね、本部の中でいろんな議論をさせていただいたのは、4月28日以降の人をまた入れて配るということになると、期限を切らなくちゃいけない。またその後の人はじゃあどうするんだと、延々この話は続くんじゃないかという議論もなされたところもあります。

従いまして、その新生児を持たれたところの状況についてもですね、再度調査しながら、では期限をいつに切るのかということも課題がありますので、その付近も含めて、また、額が幾らぐらい支給されるのかと、交付されるのかということも非常に気になるところでありますので、併せてですね、今後検討させてください。なかなかこの場でどうしますと言えないのはですね、不覚的要素が、日々コロナの情勢は変わっておりますし、交付金の状況も変わってきますので、非常に申し訳ないと思いますけれども、検討させていただくと、しっかり意見としてですね、ご提案として拝聴しながら受け止めさせていただきますので、どうぞよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） いろいろ基準日等のいろいろあるということでございますけど、球磨郡内でもですね、湯前町、また2、3日前では大津町のほうがですね、この給付金の支給というのを、10万円、期限といいますか、対象は3月31日というような形で新聞報道もされておりますので、ぜひ検討方をよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。納税組合についてということで通告しておりますが、先月、納税組合についてお願いという文章と、納税組合についての調査表が届きましたので、この場を借りてですね、その内容について質問いたします。

通告書での順番が違いますが、最初に現在の組合数、組合員数、納税状況として、窓口納付、口座振替等ですね、割合等についてお聞かせ願えればと思いま

す。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。令和2年度当初でございますが、納税組合が34組合219世帯でございます。こちらにつきましては、全世帯の約18%の加入ということになっております。それから口座振替につきましては、全世帯の約25%、窓口納付が約30%、残りの約26、7%になろうかと思いますが、そちらが給与所得者の方であったり、年金所得者の方等の特別徴収、いわゆる天引きの方でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。次に、この調査表を取るにいたった経緯、趣旨について伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。今回のアンケートにいたった経緯でございますが、地方公務員法等の改正に伴い、任用要件等の厳格化が図られました。これによりまして全国はもちろん県内でも残存していた納税組合が、令和元年度末をもって解散をしております。現在残っておりますのが、当村を含め県内3市村、三つの自治体のみでございます。そこで、元年度末に解散した市町村にお聞きしましたところ、自治体から組合への文書通達のみにより解散したということでした。

当村におきましては、その方法は組合に対して失礼でもありますし、適切ではないと判断をいたしまして、今年度を猶予期間といたしまして、毎年4月に開催しております納税組合長会議において周知、説明を行う予定でございました。しかしながら、コロナの影響により会議ができず、その際にですね、7月からお盆ぐらいにかけてアンケート及び会議を計画しておりましたが、ご存じのように豪雨災害により再度実施することができず、今回に至ったものでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 丁寧な対応ありがとうございます。文章の中でですね、ちょっと二、三お尋ねしたいところがありまして、本年度施行された地方公務員法の改正により、その文章の中にですね、区長への納付書配布依頼は、もちろん奨励金の支払いができなくなったということで書いてありますけれども、今現在の納付書については、納税組合長のほうに郵送されているかと思えます。それと奨励金の支給についてはですね、山江村納税表彰規程では、奨励金ではなく事務取扱手数料のような形になっておってですね、取り扱いの手数料ですから、何ら問題はないのかなあ

というふうに思っておりますけれども、この2点についてお聞かせ願えればと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。まずこの納税組合でございますが、厳密に言いますと納税貯蓄組合法に掲げる納税貯蓄組合と、現在、当村に存在する納税組合とは性格が異なるわけでございます。法に基づく納税貯蓄組合とは組合員の税金を貯蓄して納税に充てる組合として認定をされておるわけでございますが、この納税貯蓄組合法に準じて当村の納税組合をこれまで運営していたところでございます。しかしながら、法に基づかない補助の算出方法であったり、個人情報保護法等による問題や、全国でこれまで起きている訴訟等の判決を鑑みましてですね、解釈の見直しが必要と考えたところ現在に至ったというところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） それではもう一つ、今年度の当初予算では、納税手数料というようなことでですね、93万円計上されているわけでありますが、その奨励金が支給できなくなったということであれば、これは不要額として処理されるのでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。先ほどご説明しましたとおり、今年度を猶予期間とみておりますので、今年度につきましては、事務手数料等のお支払い等につきましては、例年同様の対応をさせていただきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 次に、納税組合はですね、納税組合が共同して税金など納税に関する事務を行うことにより、収納率の向上や納税意識の育成強化に有効な役割を果たしてきた団体だと思っておりますが、また地区においてはですね、手数料、奨励金で日帰りの旅行等に行き交を深めたり、交流を深めることにより、災害時の共助の意識の向上につながっていたと思っております。結論はまだ出ていないわけですが、納税組合が解散になった場合、収納率の低下や収納事務の負担増、納付書の個人配布による経費の増加など、問題は出てこないのか。

また、高齢化が進む中で、一人暮らしや交通手段を持たない方においては、不便になるのではないかと考えるところですが、対処方法としてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。納税組合の意義でございますが、先ほど議員が申されたとおりでございます。納税は納期内納付が原則でございますので、うっかり忘れてたりしないよう、地域で集まったり集金して回ること、確実に納期限までに納税することを目的とした任意の団体であると解釈しておるところでございます。

しかしながら、これまでの長い年月の中で、納税組合に関する訴訟問題であったり、個人情報保護法等の制定により、全国にあった納税組合が一挙に減少したところでございます。高齢化はもちろんのこと、やはり個人情報の保護をどうすればよいのか。給料天引き等による特別徴収の方と公平化が図られるのか。それとこれは毎月のことではございますが、税額と金額が合わずに、組合長の方が数万円ほどご負担しているなどの問題があつておるのも現実でございます。これらの問題を踏まえまして、数十年続いてきた中で、社会情勢は大きく変化をしてきておりまして、自主納税の基本に立ち返ることも必要になったわけでございます。

もし解散となった場合、一番の問題点といたしましては、先ほど議員が申されたとおり、収納率等、経費等いろいろありますが、そちらの問題でございます。通帳から引落としされる口座振替の勧奨を今後行っていきたいと考えているところでございます。また経費面におきましては現在、納税組合への事務手数料として、年間約75万円ほどを支出しておりますが、こちらが減少する分、口座振替手数料であったり郵便切手代等が増加することとなるわけでございますが、例えば、現在口座振替手数料につきましては、約3万円から4万円ほどでございます。増加率としてはそこまで大きくならないと考えているところでございます。

また、国民健康保険税におきましては、口座振替の勧奨に基づく文言を規則等に条文化し、推奨することで、毎年年間300万円の交付金を県から交付されることとなっておりますので、このへんを加味しているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今の答弁いただきましたけれども、広報やまへの11月号にですね、納付には、安心、便利、確実な口座振替を利用くださいというようなことで、口座振替できる税目及び科目、口座振替ができる金融機関等ですね、詳しく載っております。口座振替の状況が現在25%ということでございますので、ケーブルテレビ等活用してですね、さらなる村民の方への周知を努めていただきたいと思います。

次に、この調査表の内容についてでございますけれども、組合員の意見の反映についてとしておりますが、調査表の質問内容で、納税組合は苦になっていませんか、

今後奨励金がなくなっても納税組合での納税をされますか、解散することに賛成ですか反対ですか、もし解散となればどのような納付を希望されますか、組合長様の意見を聞かせてくださいとあって、組合員の意見の取りまとめをお願いしますというような文章がなく、組合長個人の意見でいいような感じを受けました。各組合の調査表は届いているかと思いますが、内容から各組合員さんのですね、意見は反映されているのか、どのように感じておられるかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。確かに文章的には不適なところもあったかと思いますが、各組合長さんからも数件お問合せがあっておりまして、その中では、常会等で集まったときに、それぞれ組合員の方から聞いて回答しましたというところもあったようでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 私のところもですね、常会等で意見を聞いておったわけですが、今後開催される会議の中で、各組合の意向については議論されると思いますが、今後の行程については、調査結果を踏まえ納税組合長会議を開催するとなっておりますが、年度末まで結論を出すということですか。

○議長（中竹耕一郎君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。今後の行程でございますが、今回のアンケートを集約しまして、現在アンケートが82%ほどの回答となっておりますので、そのへんをもう少し待つときまして集約をいたしたいと思っております。それから、遅くとも来月中にはですね、納税組合長会議を開催いたしまして、経緯、それからアンケートの結果等をご説明をいたしまして、ご理解、ご了承をいただきたいと考えているところでございます。

また、先ほど話しました口座振替の申し込み方法等ですね、説明も併せて行いたいと考えておりまして、現在、私どももスムーズな手続きができるように、現在、各金融機関との事前打合せを行っているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ありがとうございます。今まで答弁をいただきましたけれども、納税環境の変化や、先ほど言われました個人情報等の問題などで、時代の流れだとは感じますが、村民への周知や納税しやすい環境整備など、安心して納税できるようなきめ細やかな対応をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

た。

本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後2時00分

第 3 号

1 2 月 1 0 日 (木)

令和2年第8回山江村議会12月定例会（第3号）

令和2年12月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 4号 | 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 2 | 諮問第 1号 | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第59号 | 山江村債権管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第60号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第61号 | 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第62号 | 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第63号 | 令和2年度山江村一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第 8 | 議案第64号 | 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 議案第65号 | 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号） |
| 日程第10 | 議案第66号 | 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号） |
| 日程第11 | 議案第67号 | 令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第68号 | 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第69号 | 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号） |
| 日程第14 | | 議員派遣の件 |
| 日程第15 | | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常 |

任委員長、産業厚生常任委員長)

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 本 田 り か さん	2番 久保山 直 巳 君
3番 中 村 龍 喜 君	4番 赤 坂 修 君
5番 森 田 俊 介 君	6番 横 谷 巡 君
7番 立 道 徹 君	8番 西 孝 恒 君
9番 中 竹 耕一郎 君	10番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 松 尾 充 章 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	白 川 俊 博 君
税 務 課 長	山 口 明 君	企画調整課長	平 山 辰 也 君
産業振興課長	新 山 孝 博 君	健康福祉課長	迫 田 教 文 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）、同規則第54条（同一議題の質疑の回数3回）、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定を守って質疑をお願いいたします。なお、3回を超える場合は、第54条ただし書により議長の許可を得てお願いいたします。

-----○-----

日程第1 報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（中竹耕一郎君） それでは、日程第1、報告第4号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第1、報告第4号、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第2 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。この採決は人事案件ですので、起立採決とします。本案のとおり、山江村人権擁護委員の推薦については、候補者として適任であるという意見を付して答申することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

[賛成者の起立]

○議長（中竹耕一郎君） 着席ください。起立全員。従って、日程第2、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについては、適任であるという意見を付して答申することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 議案第59号 山江村債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、議案第59号、山江村債権管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第3、議案第59号、山江村債権管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第60号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第60号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第4、議案第60号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第61号 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第61号、山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第5、議案第61号、山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第62号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第62号、山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第6、議案第62号、山江村後期高齢

者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第63号 令和2年度山江村一般会計補正予算（第8号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、議案第63号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第8号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） おはようございます。議案第63号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第8号）について質疑をいたします。

ページは17ページです。17ページの災害復旧費、2の林業施設災害復旧費の中で、補正額が2億8,250万円になっておりますけれども、この中で工事請負費、災害復旧工事請負費が2億6,100万円になっておりますけれども、これは林道作業道の復旧工事と思っておりますけれども、割合は何割ぐらいですか。それと個人負担額は何パーセントか質疑をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） おはようございます。お答えをしたいと思います。

林道災害復旧事業につきましては、今申しましたとおり、災害復旧の工事請負費ということで2億6,100万円ということですので、計上させていただいております。これにつきましては、林道ですね、10路線ございますけれども、その林道が被災をいたしまして、23カ所の被災箇所に対します工事費でございます。

この2億6,100万円ということですが、これの内訳といたしまして、10路線中の8路線分につきましては、補助率がですね、工事費の92.2%ということですので、1億9,100万円程度がですね、国庫補助ということで入っております。それから、残りの2路線ですね、2路線につきましては、今回その国庫補助事業のですね、災害の要件に入っておりませんので、というのが路線のうちですね、山洪線と向鶴線というところがございまして、これにつきましては、この路線のですね、利用面積の要件がございまして、30ヘクタール以下のものについては、この国の災害復旧事業のほうで乗せられませんでしたので、これにつきましてはですね、起債事業の100%事業ということで今回は計上させていただいておりますものですから、災害のですね、国庫補助につきましては、先ほど言いました2億6,100万円のうちの2億200万円程度が歳入ということで入っているところでございます。

以上でございます。

すみません、林道災害につきましては個人負担のほうはございません。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） これは林道だけですか、作業道は入っていませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） すみません、忘れておりました。作業道につきましては、この予算の中には入っておりません。林道のみでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） やっぱり林道関係は災害時、県道、村道等が通行止めとなりました場合は、連絡道路等で大変重要となりますので、早めに復旧・復興をお願いしたいと思います。

それと今、林業関係は大変厳しい状況でございますので、できれば個人負担がないような方法で復旧工事をやらしてもらえれば思っているところでございますけれども、その件につきましてはどのようなお考えですか。

○議長（中竹耕一郎君） 新山産業振興課長。

○産業振興課長（新山孝博君） お尋ねのですね、作業道につきましてはの復旧に対します個人負担ということでございますが、ちょっとページ数で言いますとですね、すみません、14ページのほうにですね、見ていただきたいと思っております。この中のですね、林業水産費の中の3番に公有林造成事業ということであげさせていただいておる中にですね、委託料と工事請負費ということで40万円と400万円ということで今回あげさせていただいておりますが、これにつきましては、森林・環境の保全直接支払事業というのがございますけれども、それを使いまして上小森の作業道のですね、これは作業道です、のほうの災害復旧をここでやるということでございます。

議員申されましたとおりですね、作業道につきましては、相当数のですね、作業道が被災しておりまして、現在もですね、まだ確認中のところが非常に多ございます。というのが、上のほうに入っていないということでですね、まだ未確認のところもございますので、これにつきましては、この補助事業を通じてですね、68%の補助事業がございますので、これを活用して残りの32%についてはですね、村のほうの残りの90%のですね、このうちの中の90%の補助をいたしまして、残りの10%については本人さん、要するに個人、要するに所有者の方々のほうからいただくというふうなことで進めていきたいというふうに現在は考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 10番、秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） もう3回ですのですので終わりたいと思っておりますけれども、やっぱり今、林業が疲弊しておりますし、前は山を売ってでも工事費等の支払いもで

きたわけですけれども、今は山を少々売っても工事費が算出できないということでございますので、やっぱり行政のほうでしっかりと良い補助関係の事業がありましたら、そっちのほうを利用していただければと思っているところでございます。終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 議案第63号、令和2年度山江村一般会計補正予算（第8号）について質疑いたします。

ページが12でございます。款の災害救助費、節の20の貸付金でございますが、申請者に対するですね、据え置き期間を含めた無利子による貸与支援ができるのか。もう一点が、この貸付原資負担は、国が3分の2、県が3分の1というふうに思いますが、今回、地方債の起債として普通貸付となっておりますが、運用の流れについて説明をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 迫田健康福祉課長。

○健康福祉課長（迫田教文君） それではお答えいたします。

災害貸付金につきましては、災害救助法が適用された市町村へ、自然災害により被害を受けた世帯主に対しまして、国及び県から、その生活の立て直しに支出するために災害援護金の貸し付けを行うものであります。貸し付けにあたりましては、条例、規則によりまして貸し付けを受けようとする世帯の申告に基づきまして、実施世帯となる市町村においてその対象となる被害の認定を含めて必要な調査を行い、貸し付け対象とすることが適当かを確認することとされております。

今回、9月28日付けで、半壊以上の世帯の方へ災害援護金のご案内の通知をしております。2件の申請を受け付けを行いました。1件は本人より取り下げがっております。残りの1件に対しましては今回計上させていただいております。

今回、先ほど据え置き期間、償還期間についてということなんですけれども、据え置き期間、償還期間につきましては、無利子となっております。また、起債、地方債の補正で、4ページにあがっております地方債の補正につきましては、災害援護金資金貸付につきましては、災害弔慰金の支給に関する法律に基づきまして、国から地方公共団体に貸し付けられる貸付金であります。地方公共団体からすれば長期の借入金であることから、国の予算等貸付債とされているため、今回、地方債補正として追加させていただいております。

以上でございます。

○2番（久保山直巳君） 以上、質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 議案第63号、補正予算（第8号）について質疑をいたします。

ページは13ページ、衛生費、保健衛生費の簡易水道事業、委託料、大川内地区地域水道基本設計調査委託が計上されております。議案審議の中で、この委託については水源調査であるという説明を受けておりますが、大川内集落は5戸と公民館があります16区の、そのうち1戸が今回の災害で被災を受けておられますが、この地域水道施設が今回の災害で流出をし、水の確保ができていません。電気はきているものの、この今、避難されております仮設住宅が2年ということで、今年、基本設計で水源調査をされて、来年度中に水の確保について対応されていかれるのかどうか、そここのところの筋を質疑をいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

今回、補正予算のほうで50万円計上しながら基本調査のほうを行ってまいります。復旧のめどにつきましては、仮設住宅のほうが期限が2年間とございますので、その2年間の中で、地域の皆様が帰れる形です、水道の復旧のほうを進めたいと思っております。また、県道関係もございますので、そのへんは調整を行いながら復旧に努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） やはり生活再建に大変自分の家に帰りたいと思っていちゃいますけれども、不安をお持ちの方もおられます。そういったことで進めていくと安心されるかなあというふうに思います。

それから、もう一点だけお伺いをいたします。10ページの総務費、総務管理費、公共交通政策費、負担金補助及び交付金、くま川鉄道再生協議会負担金ということで計上してありますけれども、私ども議会には村長のほうからそのいきさつ等は、あらずじは説明をいただいておりますが、今回の災害で本当に大変なくま川鉄道は被害を受けました。この再生に向けては、郡市民の中から賛否両論いろいろありました。しかし、市町村長等が構成する取締役会といいますか、その中で、再生をするということを決定していただいております。本村においても高校生の通学とか、あるいは、人吉球磨市町村にとっても交通観光の地域資源として大切なものですので、再生を願うわけですけれども、その再生協議会の中での協議とか、今後どのようにその再生を図っていかれるのか、わかる範囲で結構ですので、村長にその点をお聞きしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） ご答弁申し上げます。今回の災害でですね、くま川鉄道も大きな被害を受け、今、運休中でありまして。非常に高校生の生徒の皆さん方、また、特にくま川鉄道で通学される方については、不自由をおかけしているということでありまして、そのへんにつきましては、今、くま川鉄道のほうが代理の運行バスを使ってですね、それぞれの学校に運んでいるというようなことでもありますけれども、それでもいろんな制約がありますので、土日の問題も含めてですね、部活の問題も含めて、苦勞をかけているということは重々認識しているところであります。

ひとつ、この動きが止まっていたというのは、球磨川全体の治水の問題が解決しないと、なかなか計画は立てられないというような課題もありました。先般、11月19日、熊本県知事の発言によりましてですね、治水の方向が決まりましたので、いよいよもってくま川鉄道、それからJR肥薩線でもありますけれども動きだすというようなことでもあります。

今回その再生協議会をつくって、じゃあどのようにやるかということでもありますけれども、その方向につきましては、今まで鉄道でまたやり直す方法、それからBRTといって、バスをその鉄道敷地をやり替えて運行する方法、それから、スクールバスによって運行する方法等々、取締役会で検討を、県も交えてですね、県の担当局を交えて検討を重ねてきたということでもあります。特に、一番安価で安心安全なやり方を求めるということについては、鉄道が断然安心安全で安価であるということが判明いたしました。球磨郡の町の議会におきましていろんな意見も出てきたところでもありますけれども、そういう町村につきましてはですね、議会説明をしながら納得をしてもらったところでもあります。いよいよもってその鉄道に再生するという動きを始めるということになります。再生協議会でありますから、どのような形でですね、運行していくのか、また、いつごろから、幾らぐらい要するのかというようなことも含めて、時期と金額と運行のやり方も含めてですね、協議をするということになっているところであります。

話を聞きますところによるとですね、今の中学生が、もう人吉球磨の高校にはなかなか行き難し、よそのほうに希望されるという方もおられるというふうに聞き及んでおりますので、できるだけ早急に対応しなければならないというのは、人吉市をはじめとしてですね、我々首長の思いであります。

早速25日に、本月の25日に熊本県のですね、副知事であります田嶋副知事を会長に据えて、諸々の協議を進めていくということになりますし、そこで、まず負担金の問題が出てくると思いますが、改めてその負担金を決定しながら、山江村、また球磨郡全体で取り組んでいくということも考えております。

ただ、くま川鉄道は橋がですね、やられております、川辺川に、従いまして、部

分運行ですね、西ノ村から湯前までとりあえず運行しようかと。ただ、列車のほう
は人吉側にありますので、向こう側に渡すのも3、400万円要るといようなこ
ともありますので、そういうことも含めてしっかり協議しながら、できるだけ早く、
また通学生、また人吉球磨のですね、そういうくま川鉄道の利用者に不便をかけな
い、便利に利用できるような体制を早くとっていきたいと思っているところであり
ます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） くま川鉄道は今までも大変経営上ですね、厳しい運営をしてき
ましたけれども、再生を機に新たな改革も必要ですし、再生に向けては、やはり各
市町村の頑張りにかかっているかなというふうに思います。

これで質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第7、議案第63号、令和2年度山江
村一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第64号 令和2年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第
4号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、議案第64号、令和2年度山江村特別会計国民健
康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第8、議案第64号、令和2年度山江

村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第65号 令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、議案第65号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第9、議案第65号、令和2年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第66号 令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、議案第66号、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第10、議案第66号、令和2年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第67号 令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第11、議案第67号、令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第11、議案第67号、令和2年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第68号 令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第12、議案第68号、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第12、議案第68号、令和2年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第69号 令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議案第69号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、日程第13、議案第69号、令和2年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議員派遣の件

○議長（中竹耕一郎君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りします。会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま、議員派遣の件が決議されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、よって、そのように決定しました。

-----○-----

日程第15 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査をいたしたい旨の申し出がっております。よって、委員長の申し出のとおり継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここでお諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） これで、本定例会の会議に付されました事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和2年第8回山江村議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員